

遊漁船等に対する安全設備等の義務化について

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、法定無線設備、非常用位置等発信装置、救命いかだ等、隔壁の水密化等を義務化。

法定無線設備

- 陸上施設との確実な連絡手段を確保する。

非常用位置等発信装置

- 遭難した際、海上保安庁による一刻も早い発見に繋げる。

救命いかだ等

- 万が一の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることが極めて危険であることから、水上で救助を待つことができるようにする。

隔壁の水密化等

- 波の打ち込みや損傷により船内に海水が浸入した際、浸水の拡大による沈没を防ぐ。

委員

➤ 遊漁船関係の学識経験者、団体、事業者、自治体に加え、知床遊覧船事故対策検討委員会の委員の17名で構成

工藤 貴史	東京海洋大学 海洋生命科学部 教授（座長）
鳥居 享司	鹿児島大学 水産学部 准教授
三村 達矢	（公財）日本釣振興会 事務局長
根岸 伸之	日本釣りジャーナリスト協議会 副会長
高野 清秀	勇払マリーナ遊漁船会 事務局長 ※北海道
伊藤 栄明	宮城県釣船業協同組合 理事長
一之瀬 徹也	神奈川県釣船業協同組合 専務理事
雲 智和	大島遊漁船業組合 理事 ※福井県
杉村 和哉	琵琶湖遊漁船業協会 理事 ※滋賀県
吉田 修	西日本遊漁船業協同組合 顧問 ※福岡県

古明地 恵一	北海道 水産林務部 水産局サケマス内水面担当課長
松尾 隆男	長崎県 水産部 漁業振興課長
庄司 るり	（国研）海上・港湾・航空技術研究所 理事長
眞嶋 洋	（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会 顧問
河野 康子	（一財）日本消費者協会 理事
門田 律	（一社）日本マリン事業協会 技術委員会 委員長
綿谷 智史	（一社）九州小型船舶工業会 理事

【オブザーバー】（一社）日本旅客船協会、日本小型船舶検査機構

【行政機関】 水産庁沿岸・遊漁室
国土交通省海事局（事務局）

開催実績

令和6年 3月18日	第1回検討会
4月12日	第2回検討会
4月25日	第3回検討会
5月13日	第4回検討会
5月27日	第5回検討会
6月13日	第6回検討会
6月21日	第7回検討会

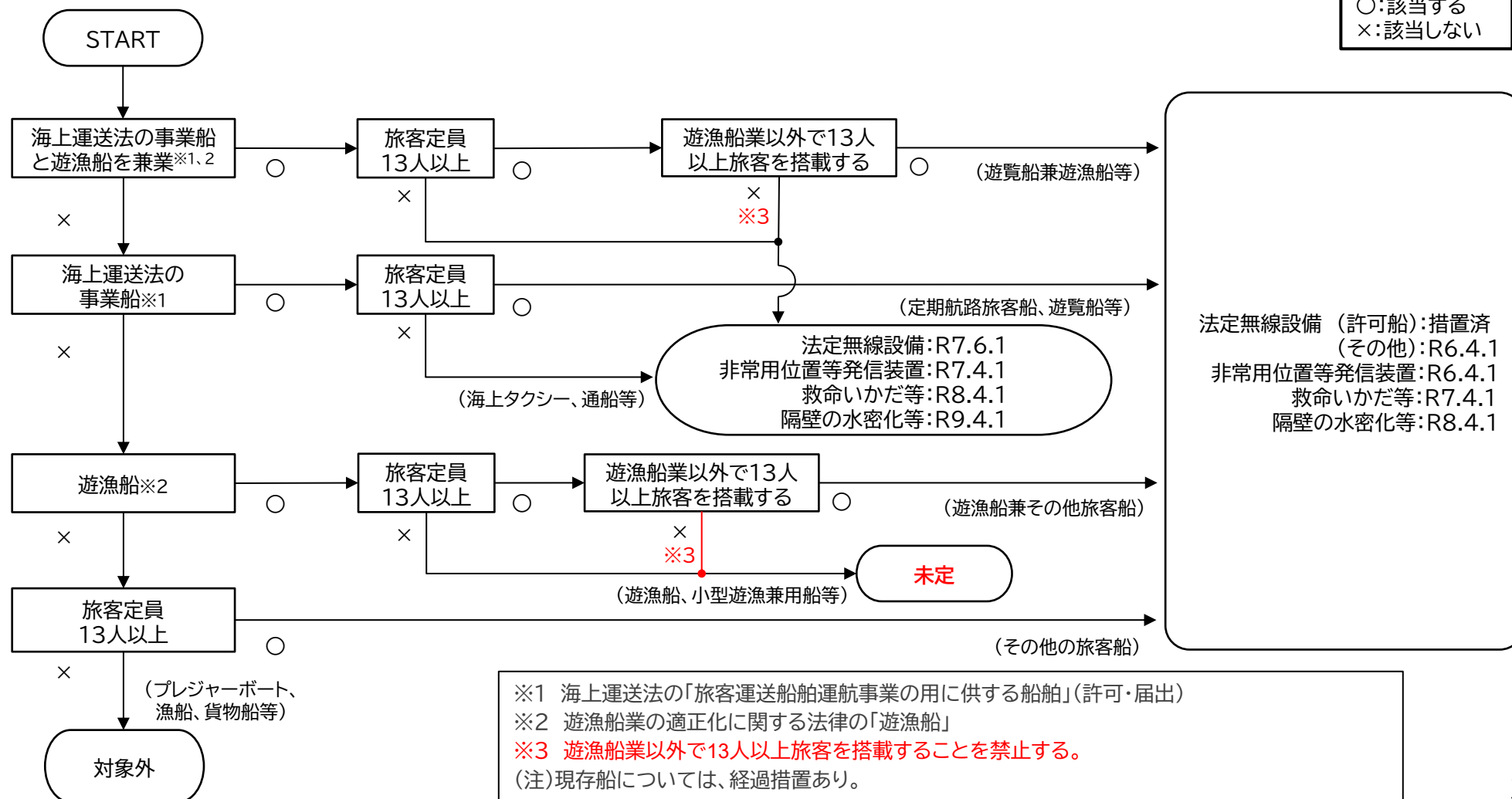


検討会の様子

➤ **遊漁船業にのみ供する船舶**は、安全設備(知床関係)の義務化について、**適用日は未定**。

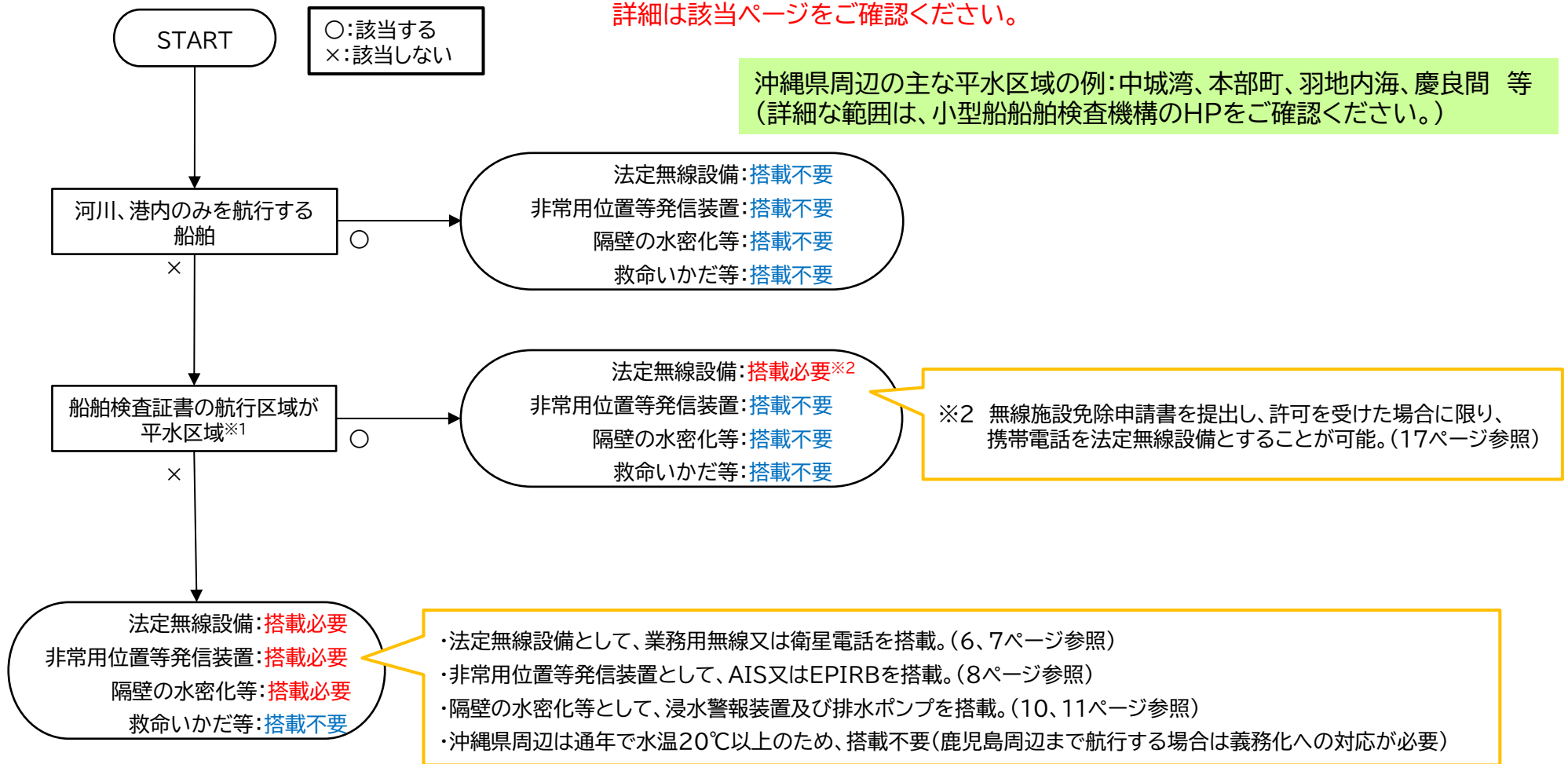
「海上運送法の適用を受ける場合」や「海上運送法及び遊漁船業以外に旅客を13名以上搭載して使用する場合」は、表に記載の適用日に応じた対応が必要。

(参考) 安全設備等(知床関係)の義務化の適用日に関するフロー図



注 このフロー図は、現存船におおよそ想定される一般的な取扱いを簡易的に示したであり、詳細は該当ページをご確認ください。

沖縄県周辺の主な平水区域の例：中城湾、本部町、羽地内海、慶良間 等
(詳細な範囲は、小型船船舶検査機構のHPをご確認ください。)



※1 船舶検査証書の航行区域は沿海区域だが、平水区域のみで事業を行う場合を含む。
平水区域のみで事業を行う船舶については、船舶検査証書の航行区域等の欄にその旨が記載されます(予定)。

各安全設備の義務化の詳細

法定無線設備の搭載義務化

対象船舶

- 以下の船舶に対し、法定無線設備（運航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備）から**携帯電話を除外又は法定無線設備の搭載を義務化**。

対象船舶 航行区域	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶（事業の用に供するもの）	
	12m	20トン	12m	20トン
湖川港内 （琵琶湖を除く）	—		—	
平水（上記を除く）	業務用無線、衛星電話又は携帯電話※		業務用無線、衛星電話又は携帯電話※	
2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は 携帯電話			
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話	
全沿海			業務用無線又は衛星電話	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

 : 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

適用日

遊漁船業の用にのみ供する船舶：**検討中**

海上で使用可能な無線設備

VHF無線電話



MF無線電話



27MHz帯無線電話



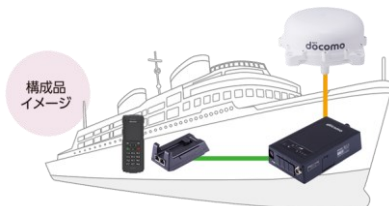
400MHz帯無線電話



- ✓ 海上で使用可能な無線設備を法定無線設備として新たに導入する場合には、以下の全てを満たすことが必要。
 - ・ 運航中の船舶と常時通信できる、申請者が開設する海岸局又は申請者が加入する法人若しくは団体の海岸局
 - ・ 無線設備の操作を行うことのできる、電波法に基づく無線従事者（海上特殊無線技士等）の配置
 - ・ 無線設備を運用するための、電波法に基づく無線局（船舶局）の免許
- ✓ 既に海上で使用可能な無線設備を開局している船舶局や通信の相手方となる海岸局においても、旅客を搭載する船舶の法定無線設備として運用するにあたり、電波法に基づく無線局免許の変更（通信の相手方や通信事項等）が必要な場合がある。

衛星電話

N-STAR電話



インマルサット衛星電話



衛星携帯電話



携帯電話



- ✓ 携帯電話は法定無線設備として利用不可。（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く）
※ただし、携帯電話を通信手段として活用することを妨げるものではない。

※画像はイメージです。当該機種を設置するだけで法定無線設備とはなりません。（資料に記載の無線局の免許や、船舶検査での確認が必要）

対象船舶

➤ 以下の船舶に対し、非常用位置等発信装置の搭載を義務化(既にAIS^{注1}、EPIRB^{注2}を搭載済みの場合、追加の搭載は不要)。

航行区域 \ 旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
	12m	20トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)	—		—	
平水(上記を除く)	—		—	
2時間限定沿海 ^{※1}	AIS(簡易型(Class-B)を含む) 又はEPIRB ^{※2}		AIS(簡易型(Class-B)を含む) 又はEPIRB ^{※2}	
沿岸5マイル				
全沿海	GMDSSにより措置済		GMDSSにより措置済	

※1 瀬戸内(特殊貨物船舶運送規則第16条に規定する水域)を含む。

※2 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

 : 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

適用日

遊漁船業の用にのみ供する船舶: 検討中

注1 AISは、周囲の船舶情報を受信するだけのものは認められません。

注2 EPIRBは、AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る(新型EPIRB)。なお、旧型EPIRBを既に搭載済みの場合は、一定の条件で引き続き使用可能となる経過措置あり。

救命いかだ等の搭載義務化

対象船舶

➤ 以下の①又は②に該当する船舶のうち、**一定の水温を下回る水域・海域を航行する船舶**が義務化の対象。

- ① 旅客定員13人以上の船舶
- ② 旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)

航行する水域の最低水温	対象船舶※1
10℃未満	すべての船舶（河川、港内、一部の湖を航行するものを除く※2）
10℃以上15℃未満	平水区域を超えて航行する船舶
15℃以上20℃未満	平水区域を超えて航行する船舶（船内に浸水しない構造を有するものまたは母港から5海里以内のみを航行するものを除く）

※1 船舶検査証書の航行区域で判断

※2 琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖が対象であり、それ以外の湖を航行する船舶は非対象

➤ 上記に該当する船舶は、以下のいずれかを義務化。

救命いかだ等の搭載

乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」を搭載



(注)水面から乗り込み場所までの高さが1.2m以上の場合はスライダーを併せて搭載

救命いかだ等の搭載を要しない方法の実施

- 方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行
- 方法② 伴走船と航行（旅客を搭載した営業船(救助定員は確保)での相互伴走も可）
- 方法③ 救助船を配備（水温10℃未満の時期：5分以内、10℃以上15℃未満の時期：10分以内、15℃以上20℃未満の時期：30分以内に現場に到着）
- 方法④ 船内に浸水しない構造（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）
- 方法⑤ 母港から5海里以内の航行（水温15℃以上20℃未満の時期のみ）

方法②及び方法③における特例

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を予め決定することも可。

✓ 義務化の対象となるのは、水温20℃未満となる水域・海域を航行する場合
 ✓ 沖縄県周辺は通年で水温20℃以上のため対象外
 ※鹿児島県周辺まで航行する場合は義務化の対象

適用日

遊漁船業の用にのみ供する船舶：**検討中**

対象船舶

➤ 以下の船舶に対し、水密全通甲板の設置を義務化。 : 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

旅客数 航行区域		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		20トン		20トン	
平水区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	水密全通甲板の設置	-	水密全通甲板の設置
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
沿海区域	2時間限定沿海	水密全通甲板の設置		水密全通甲板の設置	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				

➤ 水密全通甲板の設置に加え、以下の船舶に対し、いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置すること(一区画可浸)を義務化。

旅客数 航行区域		①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		20トン		20トン	
平水区域	湖川港内(琵琶湖を除く)	-	損傷時復原性基準※2	-	
	琵琶湖				
	上記を除く平水区域				
沿海区域	2時間限定沿海	一区画可浸の基準※1		一区画可浸の基準※1	
	沿岸5マイル				
	上記を除く沿海区域				

※1 暴露部に開口がある区画(打ち込みによる浸水のおそれがある区画)は、満水状態での浸水を検討

※2 国際条約に基づく基準(確率論等を用いた詳細な計算が必要)

(表は500トンかつ80m以上の船舶の記載を除外)

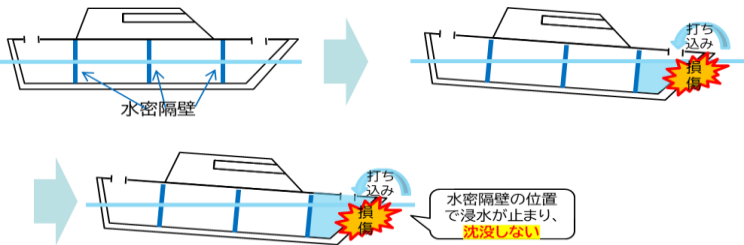
➤ 上記の安全対策が困難な船舶(現存船や5トン未満の小型船等)は、以下のいずれかの代替措置での対応も可能。
浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は 不沈性及び安定性を有する構造

適用日

次スライドからご説明する内容

遊漁船業の用にのみ供する船舶: 検討中

(一区画可浸のイメージ)



浸水警報装置及び排水設備の設置

- 以下の各区画に浸水警報装置及び排水設備を設置。
ただし、浸水した場合に沈没の可能性が低い区画(機関室を除く)には設置を要しない。(注1)

- ・直接打ち込みによる浸水のおそれがある区画(注2)
- ・損傷浸水のおそれがある区画(排水設備に限る)(注2)
- ・機関室

(注1) ただし書きに該当する区画の例は51ページ参照

(注2) 浸水警報装置や排水設備の対象区画の例外は52ページ参照

浸水警報装置の基準

- ◆ **検知器**は、各区画の可能な限り低い位置に1個設置
(船体長さ L_H ※の2分の1以上の長さの区画の場合は、前後端にそれぞれ1個(計2個)設置)
- ◆ 検知器が作動した際に可視可聴の警報を発する**アラーム**を、主操舵席に設置
- ◆ 浸水警報装置は、**カメラとモニター等**により区画内の浸水を主操舵席で確認できる装置でも**代替可能**



排水設備の基準

- ◆ 浸水した区画から排水できるよう、対象の区画に以下のポンプ容量を満たす**固定式排水ポンプ**(吸排水管を含む)又は**投げ込み式排水ポンプ**を搭載

船体長さ L_H が6m以下の船舶	10L/min
船体長さ L_H が6mを超え、12m未満の船舶	20L/min
船体長さ L_H が12m以上の船舶	30L/min

※ L_H ：船体の前端から後端までの水平距離(小型船舶安全規則第2条第1項第2号に規定する船体長さ)

- ◆ 既に搭載しているビルジポンプのポンプ容量が上記の表に定めるポンプ容量を満たす場合、当該区画の排水設備は**既存のビルジポンプ**で**代替可能**



(注)表で設定しているポンプ容量は、ISO15083(小型船舶のビルジポンプシステム)に定めるポンプ容量と同等の能力

本日説明した内容について、ご不明な点などございましたら、
最寄りの検査機関(JCI)までお問合せください。

なお、搭載に関するお問合せについては、検査機関による円滑な対応のため、導入を検討したい無線機器を選定頂いた上でのお問合せにご協力ください。

遊漁船業にのみ供する船舶をお持ちの方はアンケートに
ご協力いただけますと幸いです。

<安全設備の具体的な製品情報の調べ方>

法定無線設備(衛星電話を除く)、非常用位置等発信装置、救命いかだ等の具体的な製品情報は、義務化に関するHPに掲載されています。

義務化に関するHPは、国交省のトップページからご確認いただけますが、

- ・QRコードを読み込む
- ・https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.htmlをクリック
- ・検索サイトで「旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化」と検索

でもご確認いただけます。



法定無線設備

法定無線設備の搭載義務化

 国土交通省

対象船舶

以下の船舶に対し、法定無線設備(通航中、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができる無線設備)から携帯電話を除く又は法定無線設備の搭載を義務化。

航行区域	旅客数	①旅客定員13人以上の船舶		②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)	
		12m	20トン	12m	20トン
平水区域	遊川・港内(琵琶湖を除く)	-		-	
	琵琶湖	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	
	上記を除く平水区域	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		業務用無線、衛星電話又は携帯電話*	
沿海区域	2時間限定沿海	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		業務用無線又は衛星電話	
	沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話	
	上記を除く沿海区域	業務用無線又は衛星電話		業務用無線又は衛星電話	

※ 航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

※ 知床遊覧船事故を踏まえた強化/見直し部分

適用日

- ①旅客定員13人以上の船舶
 - ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:適用済み
 - ・遊漁船業にのみ供する船舶:検討中
 - ・上記に該当しない旅客定員13人以上の船舶:令和6年4月1日*
- ②旅客定員12人以下の船舶(事業の用に供するもの)
 - ・「海上運送法」の適用を受け人の運送に使用される船舶:令和7年6月1日*
 - ・遊漁船業にのみ供する船舶:検討中

※ 既存船は適用日以降の最初の中間検査又は定期検査までの経過措置あり

※本ページはポイントをまとめたものです。義務化の詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

※法定無線設備に関する資料の解説動画は[こちら](#)をご覧ください。(約8分の動画となっております。)

※法定無線設備の対象リスト(衛星電話を除く)は[こちら](#)をご覧ください。

(例) 法定無線設備(衛星電話を除く)の
具体的な製品情報の掲載場所

遊漁船の安全設備等の搭載に関するアンケート調査

実施目的

- 遊漁船の安全設備等の搭載について、皆様の検討状況をお伺いするため、水産庁・国土交通省でアンケート調査を実施することになりました。
- ご回答いただいた内容は、「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の適用事例のご案内・フォロー等に活用させていただきます。

実施概要

- 本アンケート調査は、令和7年5月16日から当面の間実施予定です。
- 短い時間(3分程度)で回答できるアンケートとなりますので、積極的に回答にご協力いただけますと幸いです。
- 本アンケート調査は、**遊漁船業を行っている事業者**を対象※としたものです。

※ 海上運送法の事業船を兼業する場合は除く

回答方法

アンケートは、QRコードまたはURLから回答いただけます。

- QRコードから回答いただく場合、右のQRコードを読み込むと、アンケート画面が表示されます。
- URLから回答いただく場合、以下のリンク先をクリック又は入力すると、アンケート画面が表示されます。

<https://pse.is/yugyo>



参考資料

【法定無線設備について】

○平水区域を航行する船舶の特例・・・・・・・・・・・・・・・・P17

【非常用位置等発信装置について】

○経過措置(非常用位置等発信装置)・・・・・・・・・・・・P19

【救命いかだ等について】

○水温検討第三者委員会のとりまとめ概要・・・・・・・・P21

○救命いかだ等の義務化後の船舶検査の流れ・・・・・・・・P22

○最低水温の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23

○沖縄県周辺の水溫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24

○救命いかだ等の搭載を要しない方法①～⑤・・・・・・・・P25～P32

○救命いかだ等の義務化に関する船舶検査の流れ・・・・・・・・P33

○経過措置(既存の救命いかだ等について)・・・・・・P34

○救命いかだ等を搭載しない対応例・・・・・・・・・・・・P35～P48

【隔壁の水密化等について】

○水密隔壁等の設置の代替措置・・・・・・・・・・・・P50～P52

【その他】

○知床遊覧船事故の概要等について・・・・・・・・・・・・P54～P56

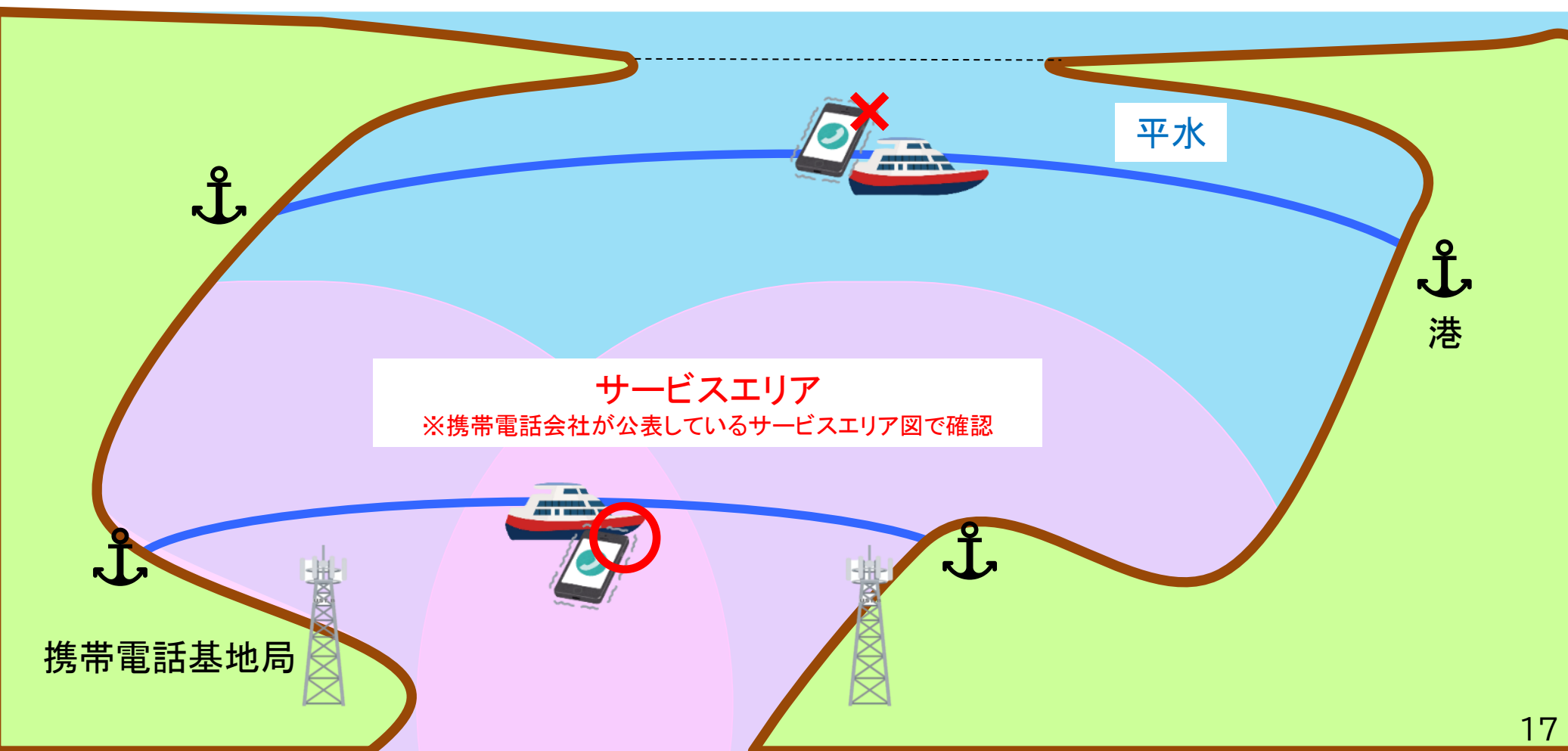
○船舶検査の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P57

○各安全設備の設置・維持にかかる費用・・・・・・・・P58～P59

○検査機関(JCI・地方運輸局等)の連絡先について・・・・P60～P62

法定無線設備について

平水区域(携帯電話のサービスエリア内)を航行区域とする船舶は、無線施設免除申請書を提出し、許可を受けた場合に限り、携帯電話を法定設備にできる。



非常用位置等発信装置について(経過措置)

現存船でEPIRB及びレーダートランスポンダの組合せ又はAIS(**簡易型AISを含む**)を積付けている場合、引き続き当該設備の搭載を認める。

※ 電波法に基づき、当該設備に関する船舶局の免許状が交付されている場合に限る。

※当該設備を積み替える場合は、新型EPIRB又はAISとする必要あり。

Case.1

ルール改正

旧型EPIRB

レーダートランスポンダ



+



引き続き使用可能

積み替え



新型EPIRB



AIS

Case.2



AIS



旧型EPIRB

救命いかだ等について

沖縄県周辺(通年で水温20℃以上の水域・海域)の平水区域を航行する船舶

- 船舶検査時は、これまで通りの書類を検査機関に提出することになります。
- 航行区域を沖縄県の平水区域に限定した船舶検査証書が交付されます。

沖縄県周辺(通年で水温20℃以上の水域・海域)の沿岸区域・限定沿海区域を航行する船舶

- 船舶検査時は、これまで通りの書類を検査機関に提出することになります。
- 救命いかだ等の義務化に関する記載はされず、これまで通りの船舶検査証書が交付されます。

鹿児島県周辺(水温20℃未満の時期が年間で存在する水域・海域)も航行する船舶

(救命いかだ等を搭載する場合)

- 船舶検査時は、これまで通りの書類を検査機関に提出することになります。
- 船舶検査証書には、救命いかだ等の義務化に関する記載はされず、これまで通りの船舶検査証書が交付されます。

(「救命いかだ等の搭載を要しない方法」を実施する場合)

- 船舶検査時は、これまで通りの書類に加え、航行する沖縄県・鹿児島県の水域・海域の情報や救命いかだ等の搭載を要しない方法を記載した申告書を併せて提出する必要があります。
- 「航行上の条件」の欄に申告書に記載した水域・海域以外では旅客を搭載して航行することができない旨が付された、船舶検査証書が交付されます。

知床遊覧船事故対策検討委員会 とりまとめ(抜粋)

一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ・救命浮器の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を促進する。

救命いかだの搭載が必要となる一定の水温についての検討

落水に伴う低体温症の発症リスク等を考慮した、対象海域の選定のための「一定の水温」の閾値の検討のために、医学(低体温症)、船舶工学等の有識者からなる委員会を開催し、具体的方向性を取りまとめた。

水温第三者検討委員会 委員等

(委員)

大城 和恵 山岳医療救助機構 代表
 ◎ 太田 進 国立研究開発法人 海上・
 港湾・航空技術研究所
 海上技術安全研究所
 国際連携センター長
 小野寺 昇 川崎医療福祉大学 副学長
 山見 信夫 医療法人信愛会
 山見医院 院長
 吉田 公一 一般財団法人
 日本舶用品検定協会 顧問

◎印は委員長：五十音順、順不同

(オブザーバー)

海上保安庁警備救難部救難課

第三者検討委 とりまとめ概要

○水中待機時の低体温症のリスクは水温が25℃を下回ると発生し、15℃を下回ると重大なリスクが生じる可能性がある。
 水温と要救助者の生存の可能性については、概ね以下のとおり。

水温	要救助者の生存の可能性※
10℃未満	落水直後に、意識不明の状態に陥る可能性が高い。 救助の状況に関わらず、落水後、短時間での死亡の可能性が高い。
10℃以上 15℃未満	落水後、短時間（1～2時間程度）の救助待機であっても、救助後に生存する可能性は低い。
15℃以上 20℃未満	落水後、短時間（1～2時間程度）の救助待機であれば、救助後に生存する可能性は高い。
20℃以上	落水後、海中で長時間（3時間～）救助待機の後に揚収された場合でも、かなりの確率での生存が見込まれる。

※ 海中での救助待機の場合、外部環境(気温、風速、天候)や要救助者の状態(年齢、性別、体力等)によって変化し得る。

○また、水温の基準に加え、以下の事項についても検討することが望ましいとされた。

- ・救助機関への速やかな通報。
- ・要救助者が水に濡れない状態での救助待機。
- ・救助待機中に、体温低下を防ぐための保温具、防寒具等の使用。

一定期間のみ運航する場合

船舶毎の航行区域/運航期間に応じて、海域早見図※で公表する水温データを確認し、運航期間中の最低水温が基準を下回る場合は、救命いかだ等の搭載義務の対象となる。

← 109_石狩地方沿岸_05

名前
109_石狩地方沿岸_05

説明

【石狩地方沿岸】

- ・ 10度未満：12/7~5/15
- ・ 15度未満：10/29~6/17
- ・ 20度未満：9/25~7/24
- ・ 20度以上：上記期間以外

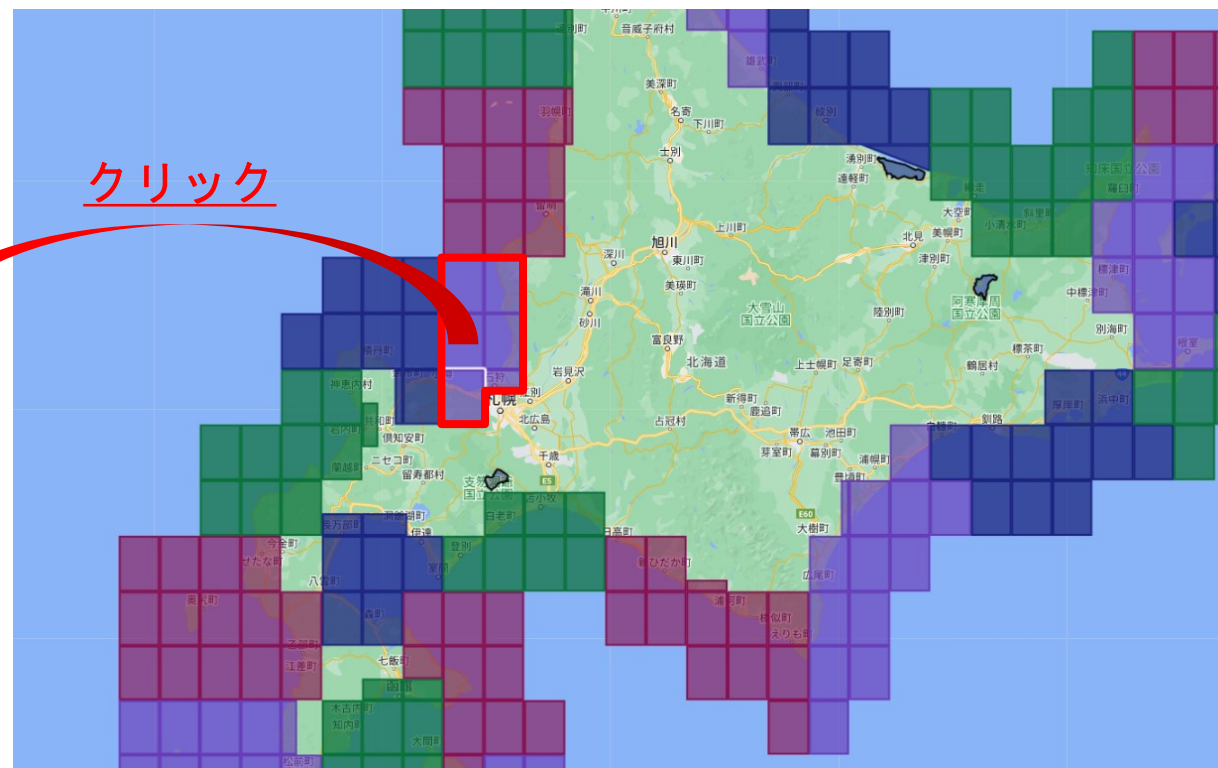
【緯度経度情報】

(緯度)

- ・ 南北の北端：北緯43.25度

(経度)

- ・ 東西の東端：東経141.25度
- ・ 東西の西端：東経141度



< 海域早見図QRコード >

※海域早見図

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQijz3I&ll=43.56771313773428%2C145.02933150114376&z=6>

10度未満:なし
15度未満:なし
20度未満:1/22~3/29
20度以上:上記期間以外

10度未満:なし
15度未満:なし
20度未満:1/30~3/8
20度以上:上記期間以外

屋久島

種子島

黄色線より南側は救命いかだ等が必要となる
20℃未満の時期は存在しない。

一定の水温を下回る時期に運航しない船舶は、救命いかだ等の積み付けは不要

※ 船舶検査証書の航行上の条件に、航行する水域において一定の水温を下回る時期の航行を禁止することや航行区域を制限することを記載

ケーススタディ①

← 613_種子島・屋久島沿岸_07

名前
613_種子島・屋久島沿岸_07

説明
【種子島・屋久島沿岸】
・10度未満：なし
・15度未満：なし
・20度未満：1/30～3/8
・20度以上：上記期間以外

【緯度経度情報】
(緯度)
・南北の北端：北緯30.75度
・南北の南端：北緯30.5度
(経度)
・東西の東端：東経131.25度
・東西の西端：東経131度

右図赤枠
部分の水温



⇒1/30～3/8の間(20℃未満の時期)を運航しなければ、その他の期間、救命いかだ等の積み付けは不要。

ケーススタディ②

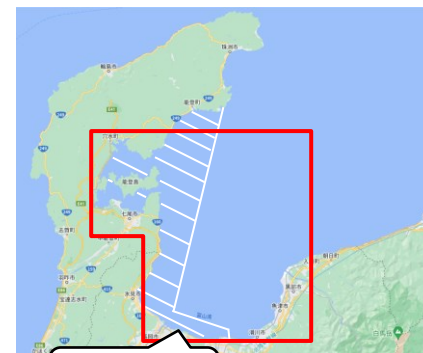
← 318_富山湾_01

名前
318_富山湾_01

説明
【富山湾】
・10度未満：なし
・15度未満：12/23～5/14
・20度未満：11/3～6/14
・20度以上：上記期間以外

【緯度経度情報】
(緯度)
・南北の北端：北緯37.25度
・南北の南端：北緯37度
(経度)
・東西の東端：東経137.25度
・東西の西端：東経137度

右図赤枠
部分の水温



平水区域
(斜線部分)

⇒11/3～6/14の間(10℃以上20℃未満の時期)は、航行区域を平水区域に制限すれば、救命いかだ等の積み付けは不要。

⇒12/23～5/14の間(10℃以上15℃未満の時期)は、航行区域を平水区域に制限すれば、救命いかだ等の積み付けは不要。
※船内に浸水しない構造を有する船舶の場合に限る

救命いかだ等の搭載を要しない方法②

最低水温によらず適用可。

方法①～⑤を組み合わせることも可能

必ず航行時に伴走船を伴う船舶は、救命いかだ等の積み付けは不要

※ 船舶検査証書の航行上の条件に、低水温の時期における航行時は申告書に記載の伴走船と共に運航することを記載

(注)伴走船は自社船でなくともよい

- 出航から帰港まで営業船を視認し、早急に救助できる位置を伴走船が航行。
- 船団(2隻～4隻)で航行する場合、船団内の他船を伴走船とすることが可能。

【伴走船の要件】

- ✓ 緊急時の「**要救助者を搭載する枠(別枠を含む、以下同様)**」を確保した上で旅客を搭載。(例1)

【緊急時の別枠(「**別枠**」という。)](例2)

船舶毎に設定された通常時の最大搭載人員に関わらず、船舶の復原性及び要救助者の搭載場所を確認の上、緊急時のみに搭載できる人数を予め決定することも可。

- ✓ 船団は最大4隻とし、**船団内の他船の「要救助者を搭載する枠」を合算**し救助能力を評価。(例3)
- ✓ 船長のほか救助を補佐する者^(注)1名以上が乗船。

(注)船員以外の者を指定する場合、船長はその者に対し、出航前に緊急時には救助の補佐を依頼する旨を説明し理解を得ることが必要。

- ✓ 以下の設備を搭載。

①船舶間で相互に連絡をとれる無線設備

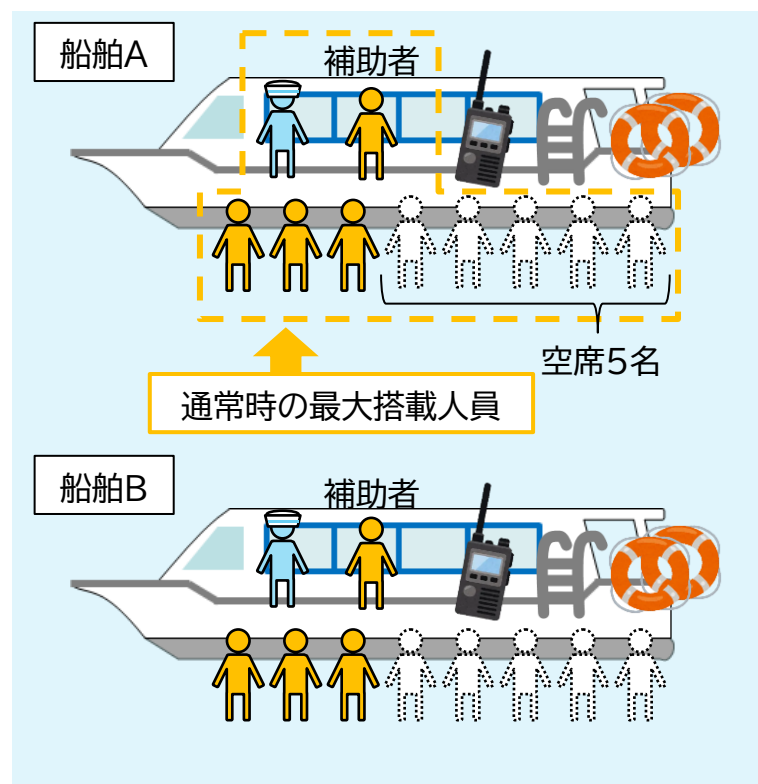
(法定無線設備に加え、電波法で使用が認められる無線設備(国際VHF(携帯型含む)等)も可)

②要救助者が再乗艇するための設備 (簡易はしご等)

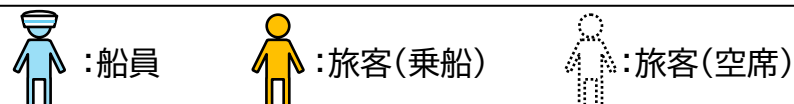
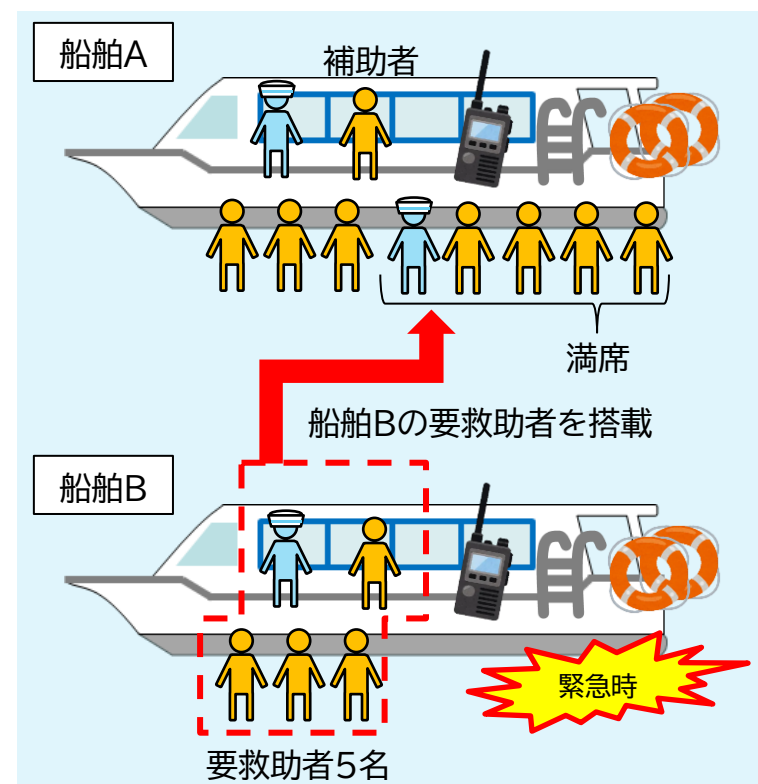
③要救助者を救助するための救命浮環・救命浮輪2個 (既設の救命浮環・救命浮輪を活用可能)

（例1）2隻で航行する場合の実際の運用例

- 船舶A（最大搭載人員10名）と船舶B（最大搭載人員10名）が互いに営業船と伴走船の関係で航行。
- 船舶Bに5名（船員含む）が乗船している場合、船舶Aは船舶Bの要救助者5名分の「要救助者を搭載する枠」を確保した上で旅客の搭載が可能。
- 例1の場合、船舶Aは要救助者5人分の**旅客の空席**（）を確保した上で、船員（）、旅客（）を5人**乗船**（搭載）させることができる。

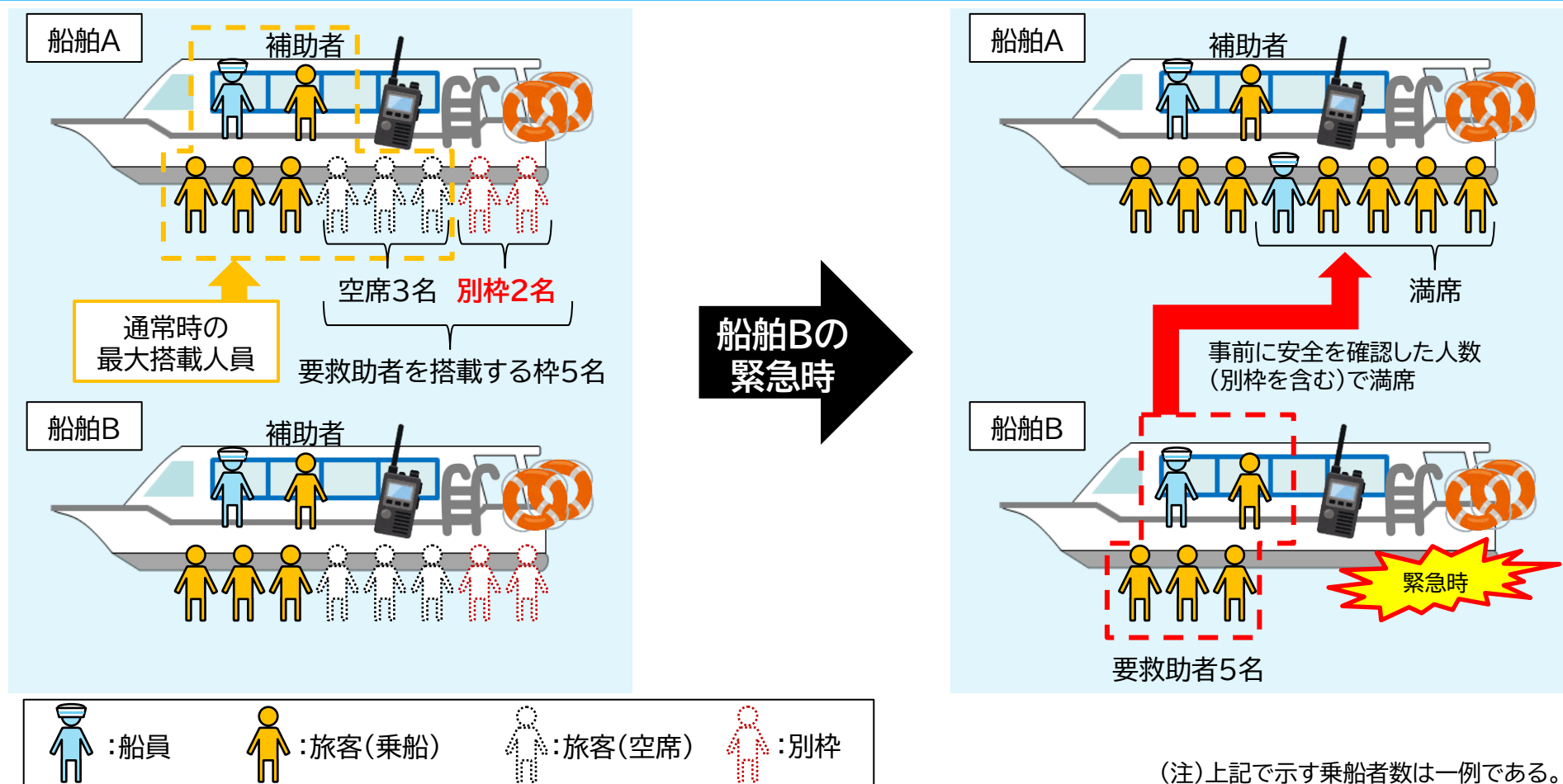


船舶Bの
緊急時



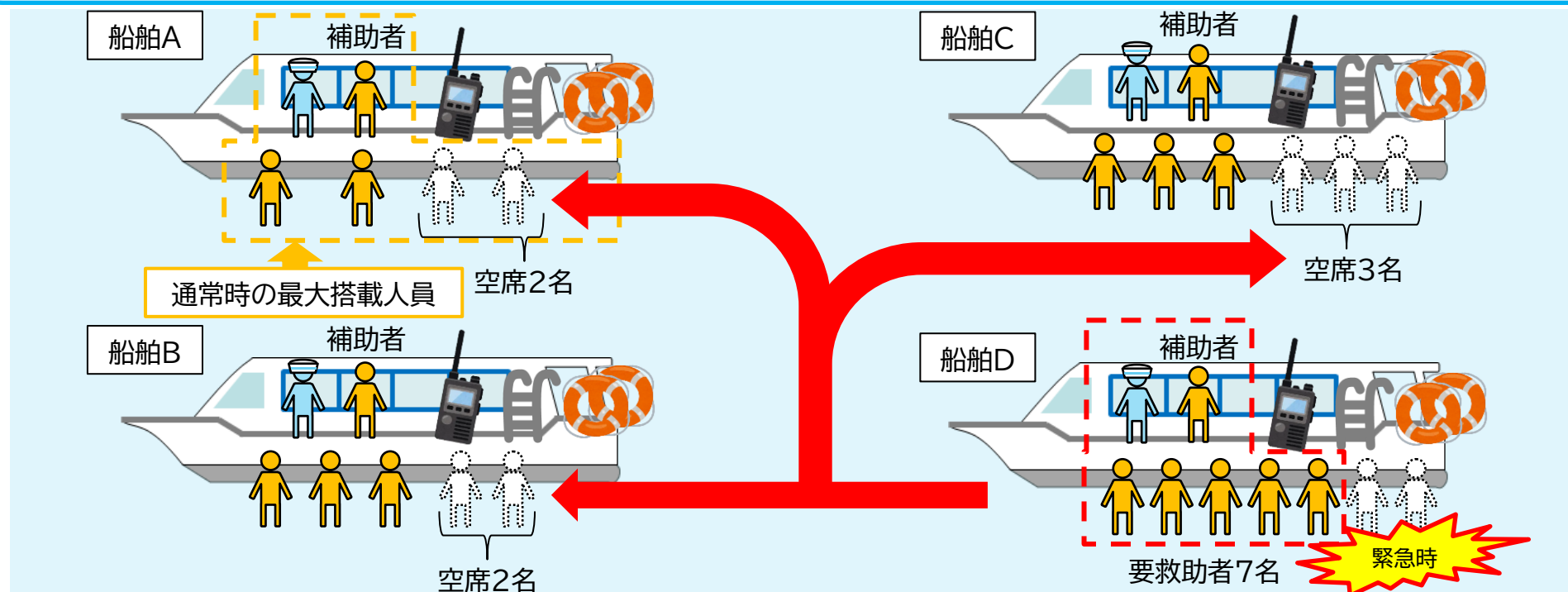
（例2）（例1）の船舶A、船舶Bが、別枠を活用する場合の実際の運用例

- 営業コスト等の理由で、（例1）の船舶A、船舶Bは船舶検査証書に最大搭載人員8名と記載していたと仮定。
- 復原性及び要救助者の搭載場所を検査機関が確認することで、船舶Aと船舶Bに別枠2名が認められる可能性。
- 認められた**別枠**は「**要救助者を搭載する枠**」として取り扱うことが可能。別枠を活用することで、（例1）のように船舶A、船舶Bに船員、旅客が5名乗船できる。

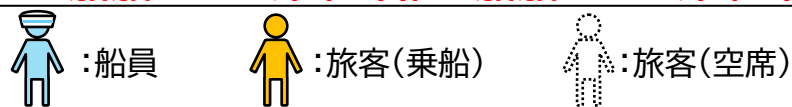


(例3) 4隻で航行する場合の実際の運用例

- 船舶A(最大搭載人員6名)、船舶B(最大搭載人員7名)、船舶C(最大搭載人員8名)及び船舶D(最大搭載人員9名)の4隻が船団で航行。
- 船舶Dに7名(船員を含む)が乗船している場合、船舶A、B及びCの「要救助者を搭載する枠」の合計が、船舶Dの要救助者7名以上となる体制を確保した上で旅客の搭載が可能。
- 例3の場合、船舶Aは要救助者2人分の**旅客の空席**()を確保した上で、船員()、旅客()を4人乗船(搭載)させることができる。



船舶Aの空席(2名) + 船舶Bの空席(2名) + 船舶Cの空席(3名) ≧ 船舶Dの要救助者(7名)



救命いかだ等の搭載を要しない方法③

最低水温によらず適用可。

方法①～⑤を組み合わせることも可能

救助船を配備している船舶は、救命いかだ等の積み付けは不要

※ 船舶検査証書の航行上の条件に、低水温の時期における航行時は申告書に記載の救助船を配備し運航することを記載

(注)救助船は自社船でなくともよい

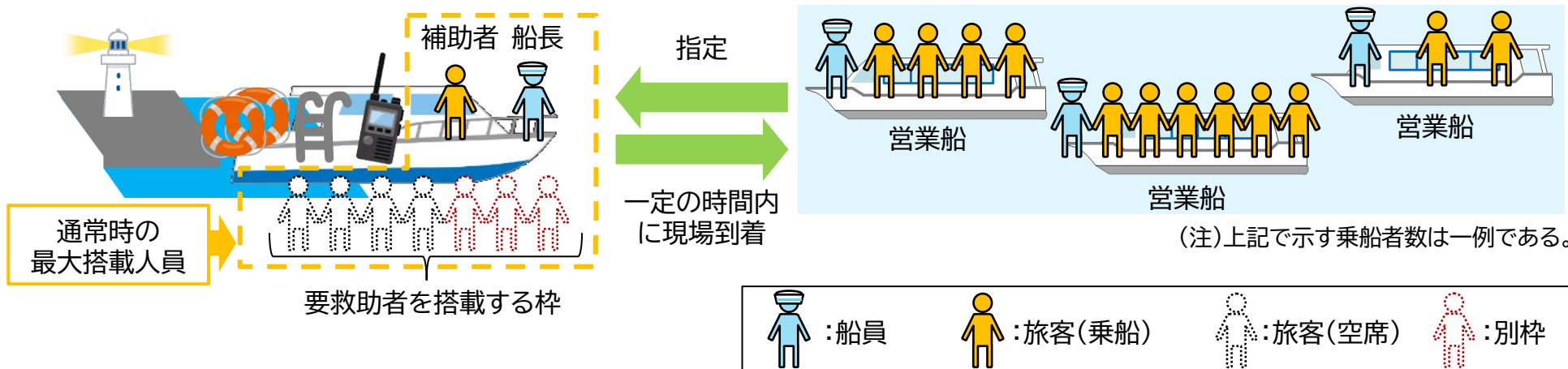
- 事故通報後、一定の時間内に現場到着する救助船を配備。

水域の水温	10℃未満	10℃以上15℃未満	15℃以上20℃未満
現場到着までの時間	5分以内	10分以内	30分以内

【救助船の要件】

- ✓ 営業船が航行する間、営業船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かえる位置、状態で待機（港等での救助船・船員の待機に加え、海上待機も可能）。
- ✓ 営業船の人員を搭載できる「要救助者を搭載する枠」を確保。（救助船として利用する場合、**利用客の搭載は不可**）
- ✓ 同時に航行する複数の営業船が**同一の救助船を指定可能**。（1隻の営業船に複数の救助船を指定することも可能）

※上記に加え、方法②と同様に、救助を補佐する者、救助船に搭載する設備が必要。また、別枠の取扱いも可能。



救命いかだ等の搭載を要しない方法④

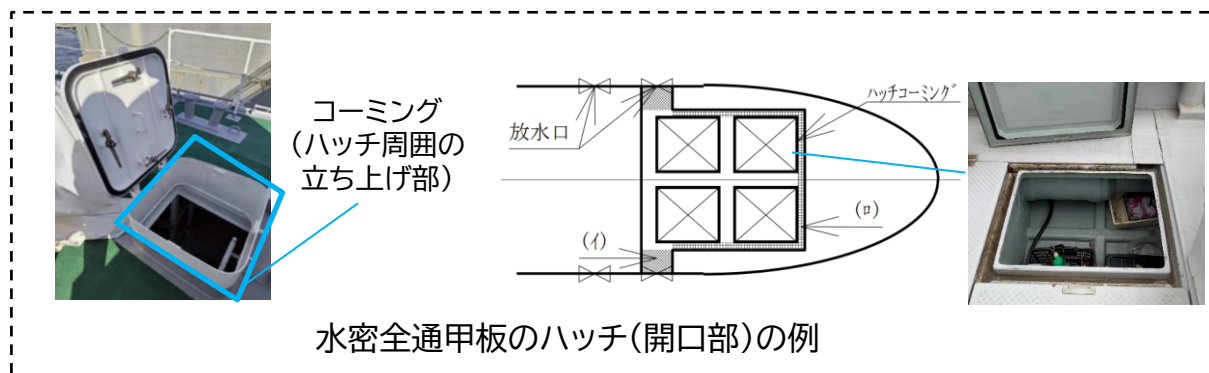
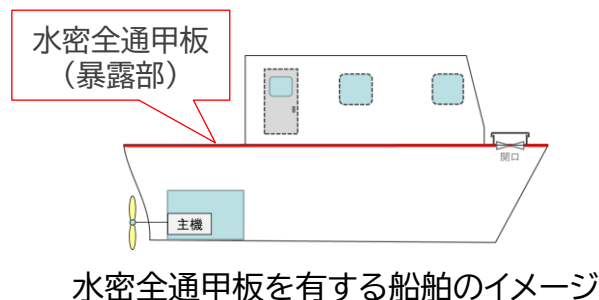
最低水温が15℃以上20℃未満の海域・時期を航行する場合に限る。

方法①～⑤を組み合わせることも可能

船内に浸水しないように措置された船舶は、救命いかだ等の積み付けは不要

※ 船舶検査証書の航行上の条件に、航行区域の水温が15℃未満となる期間について、航行を禁止することを記載

- 水密全通甲板を有する船舶
船舶構造規則又は小型船舶安全規則の水密甲板の要件及び開口の閉鎖装置の要件に適合すること。
又は
 - 不沈性及び安定性を有する船舶
小型船舶安全規則心得附属書[4](JCI検査事務規定細則第1編附属書7)に規定する要件に適合すること。
- ※不沈性及び安定性を有する船舶に該当する場合、総トン数20トン未満の船舶であれば検査手帳の記事欄にその旨が記載されている。



最低水温が15℃以上20℃未満の海域・時期を航行する場合に限る。

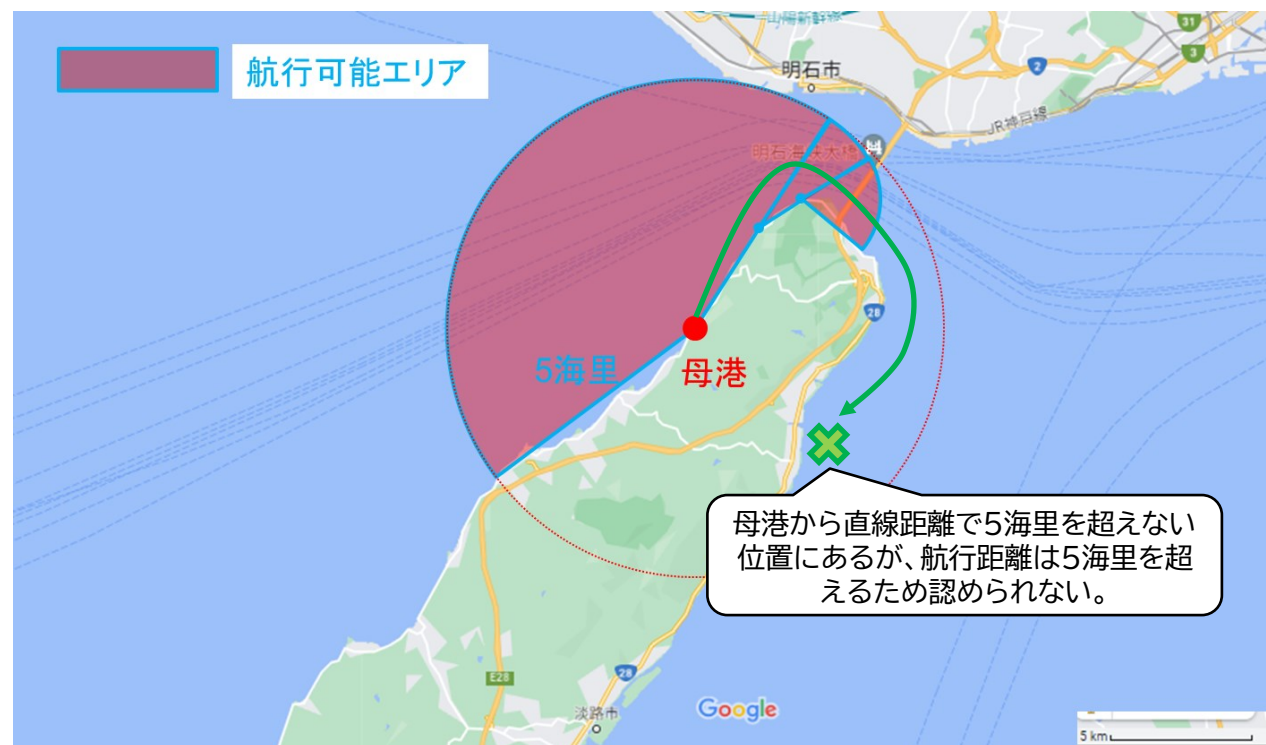
方法①～⑤を組み合わせることも可能

母港から5海里を超えて航行しない船舶は、救命いかだ等の積み付けは不要

※ 船舶検査証書の航行上の条件に、航行する水域において水温15℃以上20℃未満となる期間について、母港から5海里を超えた水域での航行を禁止することを記載

(注)母港の港域の境界線を起点として5海里

➤ 航行区域を母港からの航行距離が5海里を超えない範囲に制限。



検査準備

1. 救命いかだ等を搭載する場合

- 救命いかだ等の購入
 - 現存船で救命いかだ等(旧基準に基づいたもの)を搭載している場合、乗込装置※を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載可
- ※ 乗り込み高さ1.2m未満の場合は乗込装置の備え付け不要

2. 救命いかだ等の搭載を要しない方法(特例)を選択する場合

→検査申請の前に以下の準備が必要です。

- 申告書の作成
 - 救助船／伴走船の特例を選択する場合は、検査機関の認定を受けることが必要です。 ※ 認定は定期的検査の時期によらず申請可能
- あらかじめ利用する救助船等に認定を受けるよう依頼

船舶検査

検査機関へ検査申請

船舶検査受検

船舶検査証書の受領



- 申告書は、Excelから作成することができます。

※ Excel (Microsoft Office2016以上)が利用できない方は最寄りの検査機関にご相談下さい。

- 認定を受ける救助船又は伴走船の船舶所有者は最寄りの検査機関に様式を提出してください。

注:申告書を作成するExcel、救助船又は伴走船の認定を受ける様式は以下で公表されています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html

現存船で救命いかだ等(旧基準に基づいたもの)※1を搭載している場合、乗込装置※2、※3を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載可

※1 救命いかだ等:救命いかだ又は内部収容型救命浮器(当該浮器は、床上に収容できる人数分のものとして使用可能)

※2 乗込装置(乗り込み高さが1.2m以上の場合):シューター、スライダー、乗込用はしご(注)

※3 乗り込み高さ1.2m未満の場合は乗込装置の備え付け不要

救命いかだ等(旧基準)



ルール改正

乗込装置を備え付ける
場合に限り、引き続き
使用可能

(注) JIS F 2617:2012を満たす乗込用はしごについても使用可能(ISO 5489:2008も同様)。

なお、乗り込み高さ2.0m未満の場合は、「簡易はしご」も使用可能。

(簡易はしごの技術基準)

- ・簡易はしごのはしご長さは乗り込み口から水面まで達する長さであること。
- ・ブルワークに引っかけるようなU字型のフックでも差し支えない。
- ・持ち手とステップがあり、乗り降りするのに支障がないこと。

救命いかだ等を搭載しない対応方法 例①

- 水温20℃未満となる水域の航行時に救命いかだ等を搭載せずに航行する方法(伴走船と航行)の一例。
- 本来であれば、伴走船には要救助者分の定員を空ける必要があるが、**要救助者用別枠定員(別枠)**を活用することで、乗船者数を減らさずに航行可能。
- お互いに視認できる位置を航行することで、それらの船舶には方法②「伴走船と航行」が適用されるため、当該期間、救命いかだ等の搭載が不要。

航行イメージ図

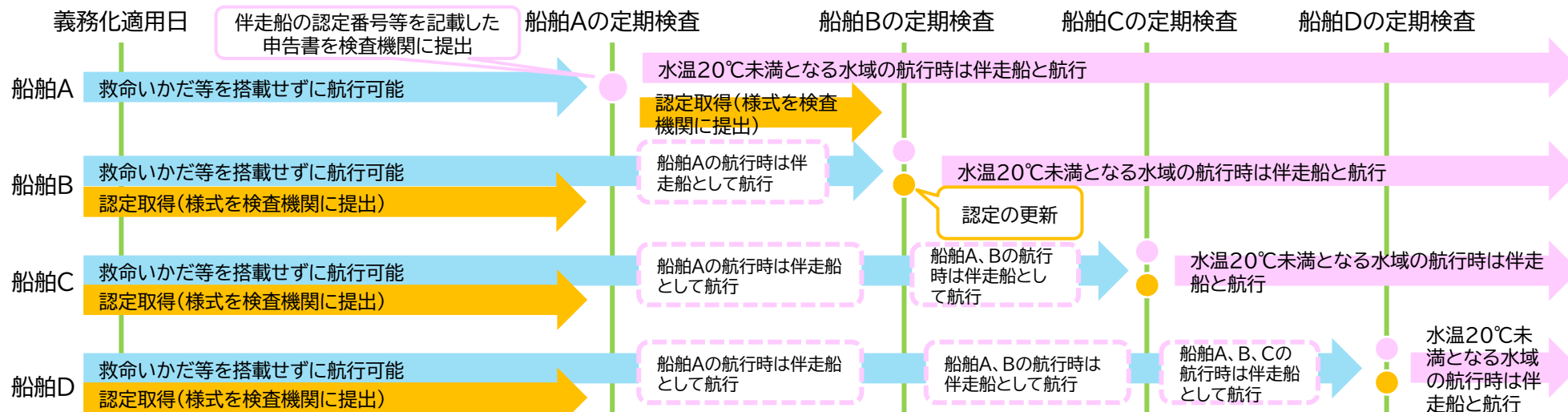
- 船舶A～Dが、**要救助者用別枠定員(別枠)**を活用することで、お互いに視認できる位置等の条件※の下で、**乗船者数を減らさずに航行**

船舶A:最大とう乗人員13人(船員1人、**旅客12人**) + **別枠4人**
 船舶B:最大とう乗人員13人(船員1人、**旅客12人**) + **別枠4人**
 船舶C:最大とう乗人員13人(船員1人、**旅客12人**) + **別枠5人**
 船舶D:最大とう乗人員13人(船員1人、**旅客12人**) + **別枠5人**

※:船舶所有者が、視認できる位置を航行することを申告書で宣誓

	船舶A	船舶B	船舶C	船舶D
船団で航行時	旅客 12人 (4人救助可能)	旅客 12人 (4人救助可能)	旅客 12人 (5人救助可能)	旅客 12人 (5人救助可能)
仮に船舶Dから退船する場合に救助する人数	-	-	-	13人 (船員1人+旅客12人)
船舶Dから退船した人を搭載後	16人 (旅客 12人 +船舶Dの乗員4人)	16人 (旅客 12人 +船舶Dの乗員4人)	17人 (旅客 12人 +船舶Dの乗員5人)	-

手続きの流れ



注:申告書を作成するExcel、救助船又は伴走船の認定を受ける様式は以下で公表されています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html

様式1

伴走船及び救助船の設備及び要救助者用別枠定員の認定願い

年 月 日(願い出日)

(支部名) 殿

願い出者の氏名
又は名称及び住所

位置保持型膨張式救命いかだ等の搭載の代替設備として下記の船舶を伴走船又は救助船として使用するため、伴走船及び救助船認定書の交付・書換を受けたいので願い出ます。

認定を受けた伴走船又は救助船の別	伴走船 / 救助船
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	国土交通省
船種及び船名	船舶A
船舶番号又は船舶検査済票の番号	230-26247
要救助者用別枠定員の取得希望の有無	有 / 無
最大とう載人員	旅客 13人 船員 2人 その他の乗船者 0人 計 15人
希望する要救助者用別枠定員	人
船舶検査証書の有効期間	令和4年 4月 22日 まで

※ 要救助者用別枠定員とは、伴走船又は救助船に限り、安全の確保を前提に、緊急時にのみ船舶検査証書の最大とう載人員に加え要救助者を搭載することができる人数

(JCI 事務処理欄)

【留意事項】

- ① 上記船舶を(伴走船 / 救助船)として認定する。認定の有効期間は船舶検査証書の有効期間と同一とする。
- ② 要救助者用別枠定員を搭載する場合の復原性、定員算定場所、再乗艇装置、落水者用の小型船舶用救命浮環等、本船との通信手段の要件が確認できたため、上記の要救助者用別枠定員を認定する。
- ③ 本認定書は船舶検査手帳と共に保管すること。また、上記記載内容に変更が生じた場合は伴走船及び救助船認定願いの書換を受けること。
- ④ 船舶の復原性に影響を及ぼす改造又は再乗艇装置等の設備が変更された場合は認定の効力を失う。

支 部 名 _____ 支部
確 認 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
認定番号 JCI 西暦- 支部名- 通し番号



小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)の場合の提出資料

・左図の書類に加えて、以下①、②の書類を検査機関に提出

- ① 船舶検査証書(写し)
- ② 船舶検査手帳(写し)

・要救助者用別枠定員を取得を希望する場合は以下③、④の書類を検査機関に提出

- ③ 船舶検査証書に記載される最大搭載人員に加え、**要救助者用別枠定員を算入した復原性資料 2部**
- ④ **定員算定場所**を示す資料 2部

認定にあたって日本小型船舶検査機構(JCI)が確認する事項

- ① **再乗艇するための設備(簡易はしご等)が備付けられていること。**
- ② **小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪又は救命浮環が2個搭載されていること**
- ③ **営業船と相互に連絡ができる通信手段の備え付け**
- ④ **(要救助者用別枠定員を取得を希望する場合)提出された資料③及び④を確認する**

船舶Aの申告書のイメージ(1枚目)

位置保持型胴式救命いかだ等の搭載を要しない方法を利用するための申告書

船 名 _____ 提 出 日 西 暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 住 所 東京都千代田区 _____
 船 舶 所 有 者 _____
 氏 名 又 は 名 称 国土交通省
 電 話 番 号 03-5253-8111

救命設備規則第57条第3項、第58条第1項、第69条第2項又は第69条の2第1項（総トン数20トン未満の小型船舶にあつては小型船舶安全規則第58条第3項）に規定する水温その他航海の態様を次のとおり申告します。

なお、本申告書の記載事項に変更が生じた場合は、最寄りの検査機関に改めて本様式により申告書を提出します。

1 所有者の船舶情報（本船）

船 名	船舶A		
船 舶 番 号	230-26247		
航 行 区 域	□平水区域 □沿岸区域 □離島区域		
最 大 搭 載 人 員	計 15人		
	(内訳)	乗 客	船 員
		13人	2人
船 内 に 浸 水 し な い 構 造 の 要 件	□水密全通甲板を有する船舶 □不沈性及び安定性を有する船舶		

2 申告する航海の態様

水温①（航行する水域に水温10℃未満となる水域が含まれる時期）

2月1日～4月14日

☐	特 例 ①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☒	特 例 ②	伴走船と共に航行する
☐	特 例 ③	救助船を配備する
☐	特 例 ④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特 例 ⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温②（航行する水域に水温10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期）

12月5日～1月31日、4月15日～5月29日

☐	特 例 ①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☒	特 例 ②	伴走船と共に航行する
☐	特 例 ③	救助船を配備する
☐	特 例 ④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特 例 ⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温③（航行する水域に水温15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期）

10月9日～12月4日、5月30日～7月11日

☐	特 例 ①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☒	特 例 ②	伴走船と共に航行する
☐	特 例 ③	救助船を配備する
☐	特 例 ④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特 例 ⑤	母港から5海里を超えて航行しない

船舶Aの船舶検査証書のイメージ(2枚目)

3 船舶の航行区域の水温その他航海の態様（具体的な内容）

水温①（航行する水域に水温10℃未満となる水域が含まれる時期）

2月1日～4月14日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、水域135（沿岸区域（水温20℃以上となる水域を除く））を航行する際、別表（伴走船_水温①）に掲げる船舶（以下「伴走船」という。）と共に航行する。

遵守事項

- ・3隻以内の伴走船と共に航行すること
- ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載（救助）できるようにすること
- ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること
- ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
- （なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること）

水温②（航行する水域に水温10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期）

12月5日～1月31日、4月15日～5月29日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、水域135（沿岸区域（水温20℃以上となる水域を除く））を航行する際、別表（伴走船_水温②）に掲げる船舶（以下「伴走船」という。）と共に航行する。

遵守事項

- ・3隻以内の伴走船と共に航行すること
- ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載（救助）できるようにすること
- ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること
- ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
- （なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること）

水温③（航行する水域に水温15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期）

10月9日～12月4日、5月30日～7月11日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、水域135（沿岸区域（水温20℃以上となる水域を除く））を航行する際、別表（伴走船_水温③）に掲げる船舶（以下「伴走船」という。）と共に航行する。

遵守事項

- ・3隻以内の伴走船と共に航行すること
- ・伴走船の搭載人員は、別表の搭載可能人員を超えることなく、本船の搭載人員分を搭載（救助）できるようにすること
- ・伴走船が、出航から帰港まで本船を常に視認でき、かつ、万が一乗客が水中待機した場合であっても早急に救助できる位置を航行すること
- ・伴走船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること
- （なお、船員以外の者を補佐人として指定する場合、船長はその者に対し、発航前にその旨を説明し理解を得ること）

船舶Aの申告書のイメージ(3枚目)

別表 (伴走船 水道①)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船 名	船舶B	船舶C	船舶D
船 船 番 号	123-45678	234-56789	345-67890
認 定 番 号	JCI2025-101	JCI2025-201	JCI2025-301
搭 載 可 能 人 員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	17人	18人	15人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴 走 船 A の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 B の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 C の 船 船 所 有 者	

別表 (伴走船 水道②)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船 名	船舶B	船舶C	船舶D
船 船 番 号	123-45678	234-56789	345-67890
認 定 番 号	JCI2025-101	JCI2025-201	JCI2025-301
搭 載 可 能 人 員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	17人	18人	15人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴 走 船 A の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 B の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 C の 船 船 所 有 者	

別表 (伴走船 水道③)

1 本船に搭載している伴走船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 伴走船の船名、船舶番号、認定番号等

	伴走船A	伴走船B	伴走船C
船 名	船舶B	船舶C	船舶D
船 船 番 号	123-45678	234-56789	345-67890
認 定 番 号	JCI2025-101	JCI2025-201	JCI2025-301
搭 載 可 能 人 員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	17人	18人	15人

伴走船の船舶所有者の記名欄 (伴走船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

伴 走 船 A の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 B の 船 船 所 有 者	
伴 走 船 C の 船 船 所 有 者	

提出した申告書は、船舶検査の終了時に船舶所有者に返却される。
返却された申告書は、船舶検査手帳に添付する。

(表面)

船舶検査証書

第2-284号(書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査証書の番号又は供船登録番号	船籍港又は定係港								
汽船 船 A	第230-26247号	東京都千代田区								
総トン数又は船舶の長さ (4.59メートル)	用 途	船 舶 所 有 者								
	旅 客 船	国 土 交 通 省								
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、岩手県御箱崎灯台から90度に引いた線と、宮城県南三陸町志津川を経て、同県花瀬灯台から145度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。									
最大とう載人員	<table border="1"> <tr> <td>旅 客</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>船 員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>その他の乗船者</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15人</td> </tr> </table>		旅 客	13人	船 員	2人	その他の乗船者	0人	計	15人
旅 客	13人									
船 員	2人									
その他の乗船者	0人									
計	15人									
制限気圧	—									
その他の航行上の条件	別紙の水域135以外においては、旅客を搭載して航行の用に供することを禁止する。									
有効期間	令和 4年 4月22日 まで									
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 3年11月22日 (東京)										
日本小型船舶検査機構 										

(別紙)

別紙					
水域番号の示す範囲は、下表に掲げる東の経度、南の緯度、西の経度、北の緯度の線により囲まれた水域を、下表に掲げる同一の水域番号を有する全ての小分類について構成した水域をいう。					
水域番号	小分類	北	南	東	西
135	宮城県沿岸_01	北緯38度15分	北緯38度	東経141度	東経140度45分
135	宮城県沿岸_02	北緯38度15分	北緯38度	東経141度15分	東経141度
135	宮城県沿岸_03	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度15分	東経141度
135	宮城県沿岸_04	北緯38度15分	北緯38度	東経141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_05	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_06	北緯38度15分	北緯38度	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_07	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_08	北緯38度45分	北緯38度30分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_09	北緯39度	北緯38度45分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_10	北緯38度15分	北緯38度	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_11	北緯38度30分	北緯38度15分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_12	北緯38度45分	北緯38度30分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_13	北緯39度	北緯38度45分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_14	北緯39度0分36秒	北緯39度	東経141度42分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_15	北緯38度45分	北緯38度30分	東経141度30分	東経141度26分24秒

件名		登録済み				
船 体	船 質	FRP	検査済票の番号	第230-26247号		
	主 要 目	長さ(LR)	4.59 m	船の長さ(L)	m	
		幅 (BR)	1.98 m	船の幅(B)	m	
		深さ(DR)	0.96 m	船の深さ(D)	m	
		全 長	7m未満	総トン数	ト	
製造者名	ヤマハ発動機(株)					
製造者型式	FL8	製造番号	0000166			
予備検査番号	42-9130412	船体識別番号				
機 関	機関の種類	船内外機	製造者名	マーキュリー社(米)		
	製造者型式	MCM 3.0L	製造番号	ZA190046		
	予備検査番号	50-140022	主 機			
	連続最大出力	69.87 kW	95.0 PS	連続最大回転数	4400 rpm	
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		主 機			
	連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
予備検査番号		ス ペ ア				
連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm	
軸 系	プロペラ軸	材料 径 mm				
	中間軸	材料 径 mm				
海難救助の無線電信機						

更 新

船舶検査済票の番号 第230-26247号

船 舶 検 査 手 帳

令和 1年 6月 6日 交付

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
平成28年 1月22日から 平成28年 4月22日まで	第5回 定期検査	主機換装	平成28年 3月16日 東京支部 
平成31年 1月22日から 令和 1年 7月22日まで	第一種 中間検査		令和 1年 6月 6日 東京支部 
令和 4年 1月22日から 令和 4年 4月22日まで	第6回 定期検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成 4年 4月23日 新造
- ◆ 特例の種類：特例 2

船舶検査手帳と共に申告書を船舶に備え置きするため、船舶所有者等は船舶検査手帳(申告書)を確認することで伴走船の情報が分かる。

救命いかだ等を搭載しない対応方法 例②

- 10℃以上20℃未満となる水域の航行時に救命いかだ等を搭載せずに航行する方法(救助船を配置)の一例。
- 救助船の速力(出動が想定される最も厳しい波風の影響を考慮した速力)で換算して10分以内に到着できる範囲内(黄色の円内)を航行することで、それらの船舶には方法③「救助船の配備」が適用されるため、当該期間、救命いかだ等の搭載が不要。

航行イメージ図

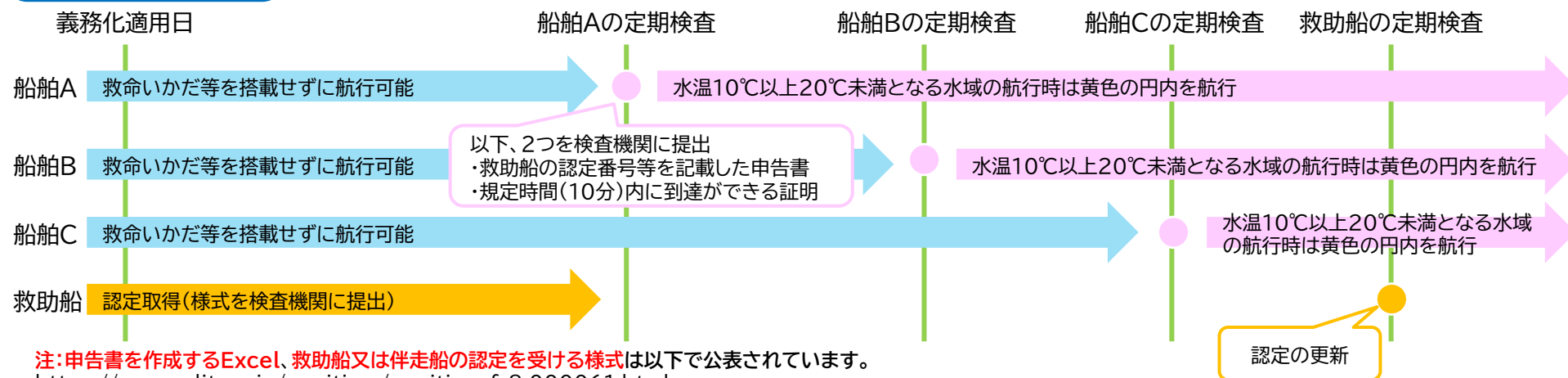
※水温10℃以上20℃未満となる水域の航行時

- 船舶A～Cが漁業体験で黄色の円内を航行
船舶A:最大とう載人員15人(船員2人、旅客13人)
船舶B:最大とう載人員17人(船員2人、旅客15人)
船舶C:最大とう載人員18人(船員1人、旅客17人)
- 港に以下の救助船を1隻配置し、船舶A～Cから救助の要請があった場合に直ちに救助に向かえる状態等の条件で待機
救助船:最大とう載人員20人以上※
(営業船Cの最大とう載人員18人+救助を補佐する者2人)



※ 認定取得時に要救助者用別枠定員を取得し、「最大とう載人員+要救助者用別枠定員の合計人数」とすることが可能

手続きの流れ



注:申告書を作成するExcel、救助船又は伴走船の認定を受ける様式は以下で公表されています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000061.html

様式1

伴走船及び救助船の設備及び要救助者用別枠定員の認定願い

年 月 日(願い出日)

(支部名) 殿

願い出者の氏名
又は名称及び住所

位置保持型膨脹式救命いかだ等の搭載の代替設備として下記の船舶を伴走船又は救助船として使用するため、伴走船及び救助船認定書の交付・書換を受けたいので願い出ます。

認定を受けた伴走船又は救助船の別	伴走船 / 救助船
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
船種及び船名	救助船
船舶番号又は船舶検査済票の番号	123-45678
要救助者用別枠定員の取得希望の有無	有 / 無
最大とう載人員	旅客 13人 船員 2人 その他の乗船者 0人 計 15人
希望する要救助者用別枠定員	5人
船舶検査証書の有効期間	年 月 日 まで

※ 要救助者用別枠定員とは、伴走船又は救助船に限り、安全の確保を前提に、緊急時にのみ船舶検査証書の最大とう載人員に加え要救助者を搭載することができる人数

(JCI 事務処理欄)

【留意事項】

① 上記船舶を(伴走船 / 救助船)として認定する。認定の有効期間は船舶検査証書の有効期間と同一とする。

② 要救助者用別枠定員を搭載する場合の復原性、定員算定場所、再乗艇装置、落水者用の小型船舶用救命浮環等、本船との通信手段の要件が確認できたため、上記の要救助者用別枠定員を認定する。

③ 本認定書は船舶検査手帳と共に保管すること。また、上記記載内容に変更が生じた場合は伴走船及び救助船認定願いの書換を受けること。

④ 船舶の復原性に影響を及ぼす改造又は再乗艇装置等の設備が変更された場合は認定の効力を失う。

支 部 名 _____ 支部

確 認 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

認定番号 JCI 西暦- 支部名- 通し番号

支部印

- 小型船舶(総トン数20トン未満の船舶)の場合の提出資料
- ・左図の書類に加えて、以下①、②の書類を検査機関に提出
- ① 船舶検査証書(写し)

② 船舶検査手帳(写し)
- ・要救助者用別枠定員を取得を希望する場合は以下③、④の書類を検査機関に提出
- ③ 船舶検査証書に記載される最大搭載人員に加え、
要救助者用別枠定員を算入した復原性資料 2部

④ 定員算定場所を示す資料 2部
- 認定にあたって日本小型船舶検査機構(JCI)が確認する事項

① 再乗艇するための設備(簡易はしご等)が備付けられていること。

② 小型船舶用救命浮環、小型船舶用救命浮輪又は救命浮環が2個搭載されていること

③ 営業船と相互に連絡ができる通信手段の備え付け

④ (要救助者用別枠定員を取得を希望する場合)提出された資料③及び④を確認する
- 43

船舶Aの申告書のイメージ(1枚目)

位置保持型膨張式救命いかだ等の搭載を要しない方法を利用するための申告書

____ 船
提出日 西暦 ____ 年 ____ 月 ____ 日
住所 東京都千代田区
船舶所有者 国土交通省
氏名又は名称
電話番号 03-5253-8111

救命設備規則第57条第3項、第58条第1項、第59条第2項又は第59条の2第1項（総トン数20トン未満の小型船舶にあっては小型船舶安全規則第58条第3項）に規定する水温その他航海の態様を次のとおり申告します。

なお、本申告書の記載事項に変更が生じた場合は、最寄りの検査機関に改めて本様式により申告書を提出します。

1 所有者の船舶情報（本船）

船名	船舶A				
船舶番号	230-26247				
航行区域	☐ 平水区域 ☒ 沿岸区域				
最大搭載人員	計 15人				
	(内訳)	乗客	13人	船員	2人
船内に浸水しない構造の要件	☐ 水密全通甲板を有する船舶 ☐ 不沈性及び安定性を有する船舶				

2 申告する航海の態様

水温①（航行する水域に水温10℃未満となる水域が含まれる時期）

2月1日～4月14日

☒	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☐	特例②	伴走船と共に航行する
☐	特例③	救助船を配備する
☐	特例④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温②（航行する水域に水温10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期）

12月5日～1月31日、4月15日～5月29日

☐	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☐	特例②	伴走船と共に航行する
☒	特例③	救助船を配備する
☐	特例④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

水温③（航行する水域に水温15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期）

10月9日～12月4日、5月30日～7月11日

☐	特例①	一定の水温を下回る時期に航行しない
☐	特例②	伴走船と共に航行する
☒	特例③	救助船を配備する
☐	特例④	船内に浸水しない構造を有する
☐	特例⑤	母港から5海里を超えて航行しない

船舶Aの申告書のイメージ(2枚目)

3 船舶の航行区域の水温その他航海の態様（具体的な内容）

水温①（航行する水域に水温10℃未満となる水域が含まれる時期）

2月1日～4月14日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、旅客を搭載して、水域135（沿岸区域）を航行しない。

水温②（航行する水域に水温10℃以上15℃未満となる水域が含まれる時期）

12月5日～1月31日、4月15日～5月29日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、水域135（沿岸区域（水温20℃以上となる水域を除く））を航行する際、別表（救助船_水温②）に掲げる船舶（以下「救助船」という。）を配備する。

遵守事項

- ・本船の航路は、救助船の航行区域内とすること
- ・救助船は、本船が航行する際、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること
- ・救助船には、救助時に向かう際は旅客を搭載しないこと
- ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること

水温③（航行する水域に水温15℃以上20℃未満となる水域が含まれる時期）

10月9日～12月4日、5月30日～7月11日

本船（船舶A、船舶番号230-26247）は、水域135（沿岸区域（水温20℃以上となる水域を除く））を航行する際、別表（救助船_水温③）に掲げる船舶（以下「救助船」という。）を配備する。

遵守事項

- ・本船の航路は、救助船の航行区域内とすること
- ・救助船は、本船が航行する際、本船から救助の要請があった場合に直ちに救助に向かう位置で待機していること
- ・救助船には、救助時に向かう際は旅客を搭載しないこと
- ・救助船には、船長のほか救助を補佐する者1名以上が乗船すること

船舶Aの申告書のイメージ(3枚目)

別表(救助船_水道②)

1 本船に搭載している救助船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 救助船の船名、船舶番号、認定番号等

	救助船
船名	救助船
船舶番号	123-45678
認定番号	JCI2025-100
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	20人

救助船の船舶所有者の記名欄(救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者	
-----------	--

別表(救助船_水道③)

1 本船に搭載している救助船との通信手段

通信設備の名称及び型式	
-------------	--

2 救助船の船名、船舶番号、認定番号等

	救助船
船名	救助船
船舶番号	123-45678
認定番号	JCI2025-100
搭載可能人員 (最大搭載人員+要救助者用別認定員)	20人

救助船の船舶所有者の記名欄(救助船の船舶所有者が本船の船舶所有者と異なる場合)

救助船の船舶所有者	
-----------	--

提出した申告書は、船舶検査の終了時に船舶所有者に返却される。
返却された申告書は、船舶検査手帳に添付する。

(表面)

船舶検査証書

第2-284号(書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査証書の番号又は検査登録番号	船籍港又は定係港
汽船 船 A	第230-26247号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ (5トン未満 4.59メートル)	用 途	船 舶 所 有 者
	旅 客 船	国 土 交 通 省

航行区域又は従業制限

沿海区域

ただし、岩手県御箱崎灯台から90度に引いた線と、宮城県南三陸町志津川を経て、同県花淵灯台から145度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

最大とう載人員	旅 客	13人
	船 員	2人
	その他の乗船者	0人
	計	15人

制 限 汽 圧

その他の航行上の条件

表面記載

有 効 期 間

令和 4年 4月22日 まで

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和 3年 11月22日 (東京)

日本小型船舶検査機構



(裏面)

その他の航行上の条件

別紙の水域135においては、2月1日から4月14日の間は旅客を
搭載して航行の用に供することを禁止する。
別紙の水域135以外においては、旅客を搭載して航行の用に供す
ことを禁止する。

(別紙)

別紙

水域番号の示す範囲は、下表に掲げる東の経度、南の緯度、西の経度、北の緯度の値により囲まれた水域を、下表に掲げる同一の水域番号を有する全ての小分類について構成した水域をいう。

水域番号	小分類	北	南	東	西
135	宮城県沿岸_01	北緯38度15分	北緯38度	東経141度	東経140度45分
135	宮城県沿岸_02	北緯38度15分	北緯38度	東経141度15分	東経141度
135	宮城県沿岸_03	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度15分	東経141度
135	宮城県沿岸_04	北緯38度15分	北緯38度	東経141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_05	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度30分	東経141度15分
135	宮城県沿岸_06	北緯38度15分	北緯38度	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_07	北緯38度30分	北緯38度15分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_08	北緯38度45分	北緯38度30分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_09	北緯38度	北緯38度45分	東経141度45分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_10	北緯38度15分	北緯38度	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_11	北緯38度30分	北緯38度15分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_12	北緯38度45分	北緯38度30分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_13	北緯39度	北緯38度45分	東経142度	東経141度45分
135	宮城県沿岸_14	北緯39度0分36秒	北緯39度	東経141度42分	東経141度30分
135	宮城県沿岸_15	北緯38度45分	北緯38度30分	東経141度30分	東経141度26分24秒

件名		登録済み				
船 体	船 質	FRP	検査済票の番号	第230-26247号		
	主 要 目	長さ(LR)	4.59 m	船の長さ(L)	m	
		幅 (BR)	1.98 m	船の幅(B)	m	
		深さ(DR)	0.96 m	船の深さ(D)	m	
		全 長	7m未満	総トン数	ト	
製造者名	ヤマハ発動機(株)					
製造者型式	FL8	製造番号	0000166			
予備検査番号	42-9130412	船体識別番号	JP-MLIT0092481B			
機 関	機関の種類	船内外機	製造者名	マーキュリー社(米)		
	製造者型式	MCM 3.0L	製造番号	ZA190046		
	予備検査番号	50-140022	主 機			
	連続最大出力	69.87 kW	95.0 PS	連続最大回転数	4400 rpm	
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
	予備検査番号		主 機			
	連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm
	機関の種類		製造者名			
	製造者型式		製造番号			
予備検査番号		ス ペ ア				
連続最大出力		kW	PS	連続最大回転数	rpm	
軸 系	プロペラ軸	材料 径 mm				
	中間軸	材料 径 mm				
海難救助の無線電信機						

更 新

船舶検査済票の番号 第230-26247号

船 舶 検 査 手 帳

令和 1年 6月 6日 交付

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
平成28年 1月22日から 平成28年 4月22日まで	第5回 定期検査	主機換装	平成28年 3月16日 東京支部 
平成31年 1月22日から 令和 1年 7月22日まで	第一種 中間検査		令和 1年 6月 6日 東京支部 
令和 4年 1月22日から 令和 4年 4月22日まで	第6回 定期検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成 4年 4月23日 新造
- ◆ 特例の種類: 特例1 及び 3

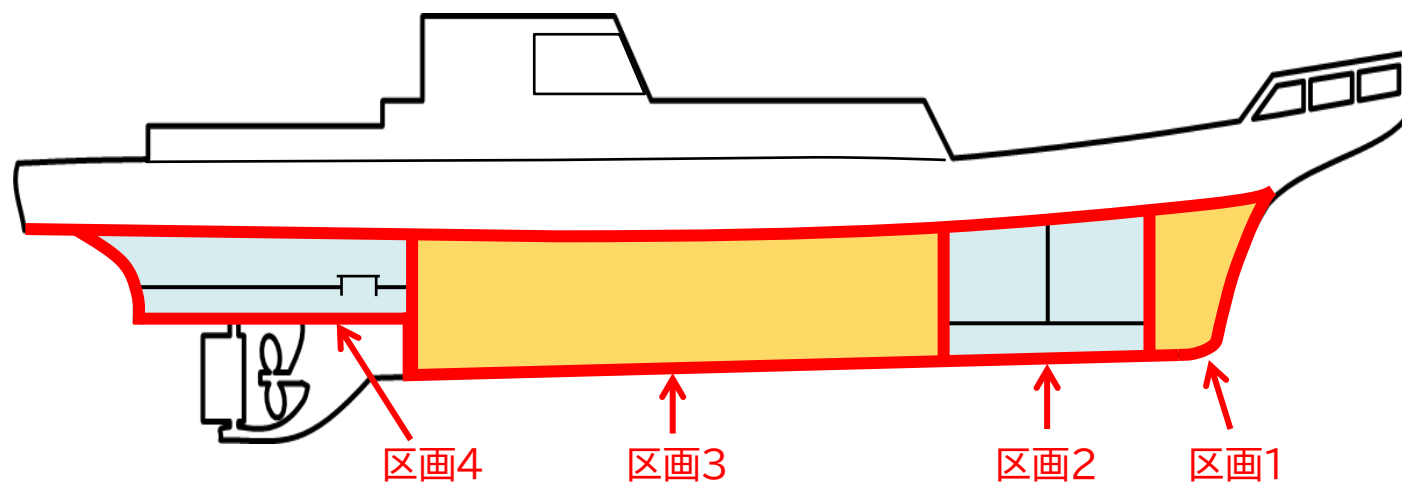
船舶検査手帳と共に申告書を船舶に備え置きするため、船舶所有者等は船舶検査手帳(申告書)を確認することで救助船の情報が分かる。

隔壁の水密化等について(代替措置)

代替措置における区画及び隔壁

- 区画とは原則として船底外板、船側外板、上甲板、隔壁で囲まれた部分を指す。
- 隔壁とは船底から甲板まで達する隔壁を指し、水密性や穴の有無によらない。

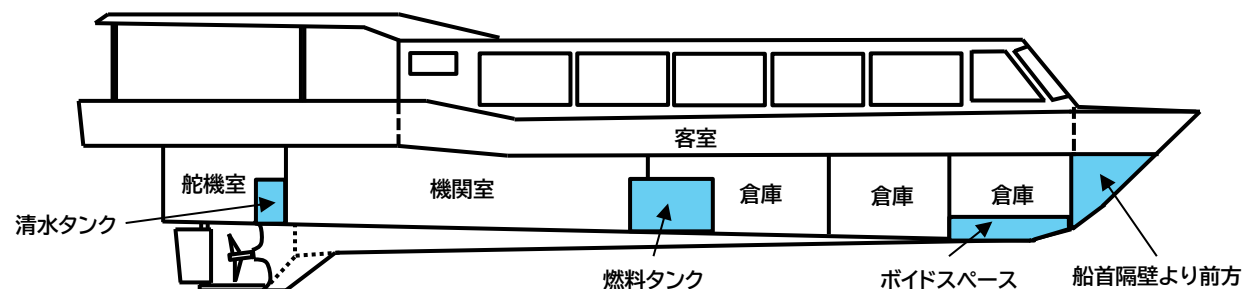
(注)下図の場合、4区画



➤ 以下の区画については浸水警報装置及び排水設備の設置を要しない。

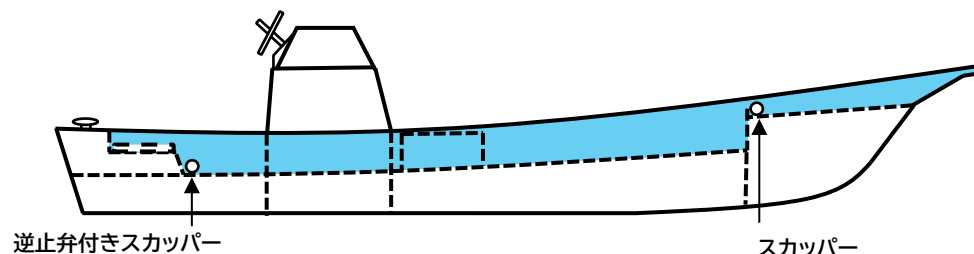
- ① 一区画可浸となる区画
- ② 区画長さ、乾弦及び深さを考慮して船舶が沈没する可能性が低いとみなし得る区画^(注)
- ③ 船首隔壁より前方の区画(現行規則の基準に適合する、最後端が0.08Lfまたは0.13Lの位置のもの)、二重底、二重船殻、燃料タンク、清水タンク、活魚倉、発泡剤等が充填された区画
- ④ 開口がボルト締め等で水密に閉鎖されたボイドスペース^(注)

(注) ②、④は、現存船と適用日から2年以内に建造契約した船舶のみ使用可能



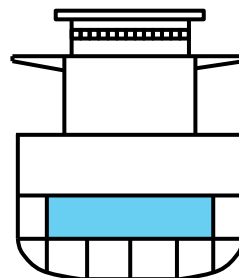
※ ①、②については計算により判断

- ⑤ 閉囲されていない区画であって、放水口又は排水口により、打ち込んだ水を排出できる区画(和船の暴露部等)
(ただし、排水口は、閉鎖装置が必要な場合にあつては逆止弁付きの閉鎖装置を備えるものであること。)



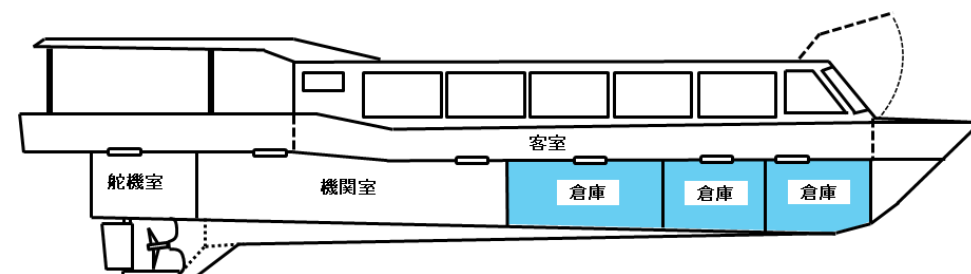
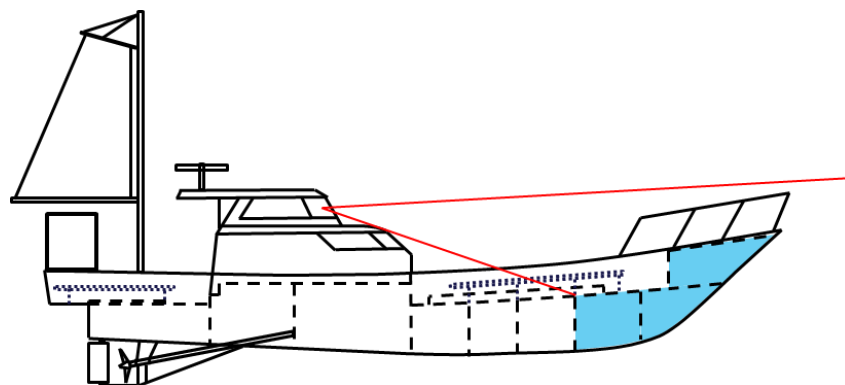
➤ 以下の区画については浸水警報装置及び排水設備の設置を要しない。

- ① 船楼、甲板室、二重底、サイドタンク、コファダム等に囲まれて、外部に暴露しない区画
(打ち込み・損傷による浸水の可能性が低い区画)



➤ 以下の区画については浸水警報装置の設置を要しない。

- ① 当該区画に設けられたすべての開口が、主操舵席より航行中に目視又はカメラ等により、打ち込みによる浸水を確認できる区画(左図)
- ② 開口が船楼又は甲板室等によって閉囲されている、打ち込みによる浸水の可能性が低い区画(右図)



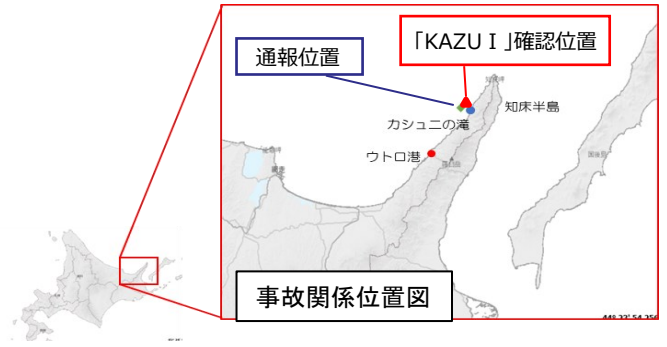
その他

1. 事故概要

- 令和4年4月23日午後1時13分ころ、北海道知床半島沖合で、乗員乗客 26 名が乗った遊覧船「KAZU I」(ウトロ港～知床岬の往復予定)について、「船首部分より浸水し、沈みかかっている」旨、海上保安庁第一管区海上保安本部に連絡あり。
- 令和4年4月29日午前11時7分ころ、カシュニの滝約1km沖合の海底で「KAZU I」を確認。

(船舶情報)

船 名: KAZU I
所有者・運航者: 有限会社知床遊覧船
船 種: 旅客船
総 ト ン 数: 19トン
航 行 区 域: 限定沿海区域
乗 船 者: 26名
(乗員2名、乗客24名(うち子供2名))



2. 知床遊覧船事故対策検討委員会

事故を踏まえ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、令和4年4月28日に設置。

【委員】

弁護士、消費者団体、海事法制、船用工学、船員養成等の有識者14名で構成

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 山内 弘隆 | 一橋大学 名誉教授 (委員長) |
| 河野 真理子 | 早稲田大学法学学術院 教授 (委員長代理) |
| 安部 誠治 | 関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授 |
| 梅田 直哉 | 大阪大学大学院工学研究科 教授 |
| 河野 康子 | (一財)日本消費者協会 理事 |
| 小松原 明哲 | 早稲田大学理工学術院 教授 |
| 庄司 るり | 東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授 |
| 高橋 晃 | 道東観光開発 代表取締役社長 |
| 田中 義照 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
海上技術安全研究所企画部 研究特命主管 |
| 中山 龍太郎 | 弁護士 |
| 野川 忍 | 明治大学専門職大学院法務研究科 教授 |
| 眞嶋 洋 | (一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 前理事長 |
| 南 健悟 | 日本大学法学部 教授 |
| 渡邊 勝吉 | (一社)日本旅客船協会 理事 |
| (オブザーバー) 海上保安庁
水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室 | |

【スケジュール】

- | | |
|--------|--------------------|
| 4月28日 | 検討委員会の設置 |
| 5月11日 | 第1回検討委員会 |
| 5月20日 | 第2回検討委員会 |
| 5月27日 | 第3回検討委員会 |
| 6月10日 | 第4回検討委員会 |
| 6月24日 | 第5回検討委員会 |
| 7月14日 | 第6回検討委員会 (中間取りまとめ) |
| 9月28日 | 第7回検討委員会 |
| 10月21日 | 第8回検討委員会 |
| 11月8日 | 第9回検討委員会 |
| 12月22日 | 第10回検討委員会 (取りまとめ) |

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への**試験制度**の創設
 - ・事業許可**更新制度**の創設
 - ・届出事業者の登録制への移行
 - ・**運航の可否判断**の客観性確保
 - ・避難港の活用の徹底
 - ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上
- 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
 - ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)
- 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から**携帯電話を除外**
 - ・業務用無線設備等の導入促進
 - ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進
 - ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
- 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた**徹底した意識改革**、**通報窓口**の設置、
抜き打ち・リモートによる監視の強化、
裏取り・フォローアップの徹底、
自動車監査等のノウハウ吸収、**監査体制の強化**等)
 - ・行政処分制度の抜本的見直し
(**違反点数制度**、**船舶使用停止処分**の導入等)
 - ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
 - ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)
- 等

⑤船舶検査の実効性の向上

- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法
の**総点検・是正と監督の強化**(ハッチカバー等を含む)
- 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の**行政指導を公表**対象に追加
 - ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
 - ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設
- 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任**保険の限度額**引上げ
 - ・旅客名簿の備置き義務の見直し
- 等

① 業務用無線設備

- ✓ 本船と本件会社事務所との間に有効な通信手段がなかったため、本船船長が、航行中に本件会社の人員から情報提供や助言等の支援を受けることができなかったことによるものと考えられる。(最終報告書(令和5年9月7日))

② 非常用位置等発信装置

- ✓ 本船には、位置を特定する情報発信機器が備えられていなかったが、小型旅客船においても、同機器を設備することにより、**早期に発見されることが期待できる**ものと考えられる。また、小型旅客船においても、遭難した際、救助機関等による一刻も早い発見に繋がるよう、**EPIRB等の位置情報発信機器を搭載することが望ましい**。(最終報告書)

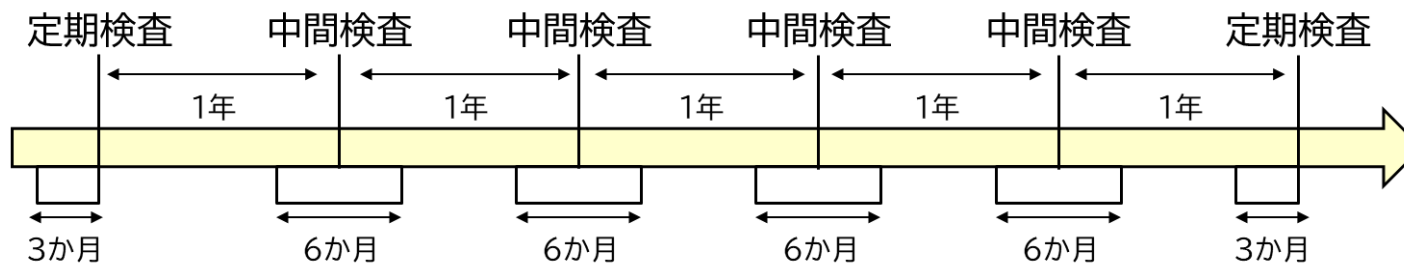
③ 改良型救命いかだ等

- ✓ 本船に備えている救命設備では、**海面水温約4℃**の海水に浸かる状態となった後すぐに救助しない限り、**人が生存している間に救助できる可能性は極めて低い**。(最終報告書)
- ✓ **小型旅客船が沈没したとしても、旅客等が直接海水に触れない救命設備を開発**して、水面温度が低い海域を航行する小型旅客船に対し、**同救命設備の導入を促す必要**がある。(最終報告書)

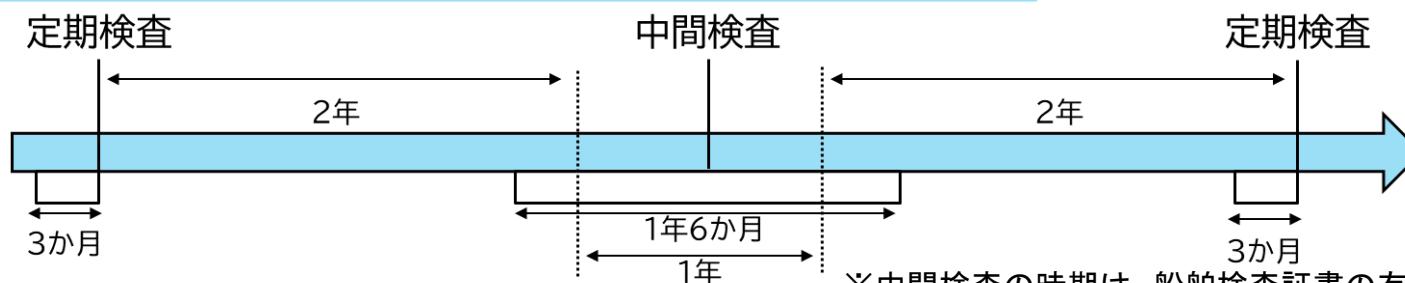
④ 隔壁の水密化等

- ✓ (略)船体動揺によって船首甲板部ハッチ蓋が開いたため、同ハッチから上甲板下の船首区画に海水が流入して、同区画から倉庫区画、機関室及び舵機室へと**浸水が拡大**し、浮力を喪失してカシュニの滝沖において**沈没したことにより発生**したものと考えられる。(最終報告書)
- ✓ 船首区画から倉庫区画、機関室及び舵機室へと浸水が拡大したことについては、隔壁に開口部があるなど、**上甲板下の区画が水密性を欠く構造であった**ことが関与したものと考えられる。(最終報告書)
- ✓ 国土交通大臣は、今後、安全性を更に高める観点から、限定沿海区域を航行区域とする小型旅客船の**隔壁の水密化に関し、検討**すること。(国土交通大臣への意見(令和4年12月15日)、最終報告書にも指摘あり)
- ◆ **小型旅客船の隔壁の水密化**や遭難時の**非常用位置等発信装置の積み付けの義務化**といった浮沈性の確保及び遭難位置の特定に関する措置も含まれているが、この2点は、**乗船者の生存を確保するため、また、救助機関が捜索・救助を効果的に行う上でも重要**であることから、**特に早期実現が望まれる**。(最終報告書)

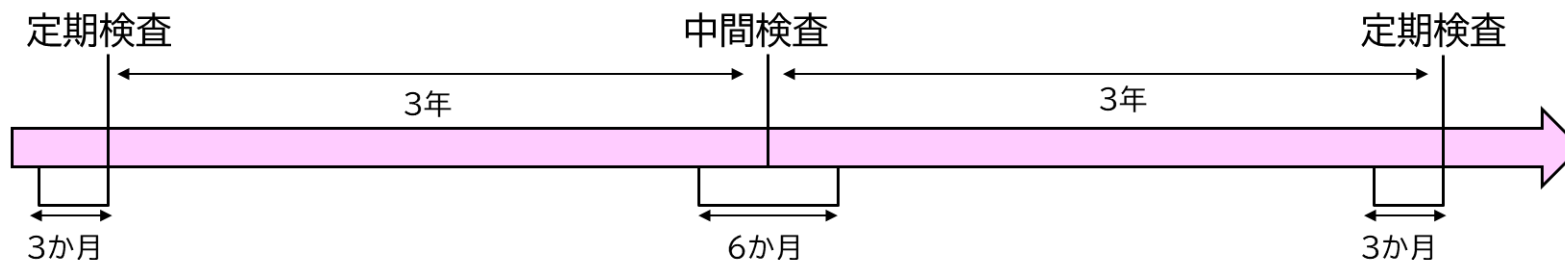
□ ①旅客船(5トン以上)



□ ①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



□ ②旅客船以外の事業船(20トン未満)



無線設備の一例※1

○業務用無線設備

- 【設置費】
 - ・購入金額 約3万円
- 【ランニングコスト】
 - ・電波法令に基づく定期的検査の手数料 約4万円/5年



出典:アイコム株式会社HP

※別途、外部アンテナの設置や、無線従事者資格の取得、海岸局の設置・加入等に係る費用が発生する可能性

○衛星携帯電話※2

- 【導入費】
 - ・購入金額 約20万円～
- 【ランニングコスト】
 - ・基本料金 約1万円/月
 - ・通話料金 約150円/分



出典:KDDI株式会社HP

又は

非常用位置等発信装置の一例※1

○AIS(Class-B)

- 【設置費】
 - ・購入金額 約15万円～30万円
 - ・設置金額 約10万円
- ※ランニングコストは不要



出典:株式会社光電製作所HP



○EPIRB

又は

- 【設置費】
 - ・購入金額 約60万円
 - ・設置金額 約1～2万円
- (架台設置費用については含まない)
- 【ランニングコスト】
 - ・約40万円/5年

※現行規制に対応した新型EPIRBの整備実績がないため、旧型のEPIRBのランニングコストを基に試算



出典:古野電気株式会社HP 58

浸水警報装置・排水設備等の搭載に係る費用

- 複数の造船所等に対し、いくつかの船型に対し浸水警報装置・排水設備等を船舶に搭載する際の見積もり費用をヒアリングし、作成した。
- 記載の金額は目安であり、実際の金額は個船ごとに異なる。また、別途、工事事業者の移動費等が加算されることがある。

浸水警報装置

搭載する 浸水警報装置の数	検知器の購入費用	追加機器(アラーム等) の購入費用	工事費用	工事にかかる 日数
1個	0.6万円～ × 1個	5万円～	2万円～	半日～
2個	0.6万円～ × 2個	7万円～	4万円～	1日～
3個	0.6万円～ × 3個	10万円～	4万円～	1日～



検知器



投げ込み式排水ポンプ※1

搭載する 投げ込み式排水ポンプの数	排水ポンプの購入費用	追加機器(電源ソケット 等)の購入費用	工事費用※2	工事にかかる 日数※2
1個	0.3万円～ × 1個	0.3万円～	0.8万円～	1日～



投げ込み式排水ポンプ

(参考)固定式排水ポンプ※1

搭載する 固定式排水ポンプの数※3	排水ポンプの購入費用	追加機器(配管、継手等) の購入費用	工事費用	工事にかかる 日数
1個	3万円～ × 1個	1万円～	4万円～	半日～
2個	3万円～ × 2個	2万円～	6万円～	1日～
3個	3万円～ × 3個	3万円～	8万円～	2日～



固定式排水ポンプ

※1 投げ込み式排水ポンプ又は固定式排水ポンプのどちらかを搭載すればよい。

※2 工事不要の場合がある。

※3 対象の区画が浸水した場合に排水できるよう搭載する。なお、吸排水管を接続することで、1個の固定式排水ポンプで対象の区画から排水することも可能。

出典：マリンサービス児島(株)カタログ、株式会社工進HP

支部	所在地	電話番号	管轄区域
札幌支部	〒003-0809 北海道札幌市白石区菊水9条4-3-10	011-837-1102	北海道の一部
函館支部	〒040-0052 北海道函館市大町 9-20 カクタスビル2階	0138-26-3583	北海道の一部
青森支部	〒030-0803 青森県青森市安方 1-1-32 水産ビル5階	017-777-2491	青森県、岩手県の一部、秋田県の一部
仙台支部	〒985-0011 宮城県塩竈市貞山通 3-4-6	022-364-8647	岩手県の一部、秋田県の一部、宮城県、山形県、福島県の一部
千葉支部	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港 1-16-21	043-204-9701	茨城県、千葉県
東京支部	〒136-0082 東京都江東区新木場 1-2-15	03-3522-5330	栃木県、群馬県、埼玉県、東京都
横浜支部	〒236-0004 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-15-22	045-780-3450	神奈川県
新潟支部	〒950-0066 新潟県新潟市東区長者町 6-1	025-279-3690	福島県の一部、新潟県、長野県の一部
金沢支部	〒920-0027 石川県金沢市駅西新町 2-15-37 コ-ワ102ビル2階	076-222-2645	富山県、石川県、福井県の一部
浜松支部	〒432-8033 静岡県浜松市中央区海老塚 1-8-27	053-455-0643	静岡県の一部、愛知県の一部
沼津支部	〒410-0853 静岡県沼津市常盤町 1-2-6 Mビル常盤1階	055-952-3981	山梨県、静岡県の一部
名古屋支部	〒461-0048 愛知県名古屋市中区矢田南 1-4-15	052-712-3151	長野県の一部、岐阜県、愛知県の一部
鳥羽支部	〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽 3-7-7 NTT鳥羽ビル第3棟2階	0599-25-6151	三重県
大津支部	〒520-0002 滋賀県大津市際川 1-2-12	077-525-2687	滋賀県、京都府の一部
舞鶴支部	〒624-0913 京都府舞鶴市字上安久 135-5 第2西矢ビル	0773-76-3282	福井県の一部、京都府の一部、兵庫県の一部
大阪支部	〒551-0031 大阪府大阪市大正区泉尾 7-7-3	06-6554-0151	大阪府、奈良県
神戸支部	〒651-2132 兵庫県神戸市西区森友 2-47-4	078-925-1300	兵庫県の一部
和歌山支部	〒642-0002 和歌山県海南市日方1242-6	073-482-6665	和歌山県
境支部☒	〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地 277 番の 2	0859-47-2220	鳥取県、島根県
岡山支部☒	〒702-8006 岡山県岡山市中区藤崎 551-14	086-200-1780	岡山県
広島支部☒	〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸 3-9-38	082-254-6027	広島県の一部、愛媛県の一部、山口県の一部
尾道支部	〒722-0036 広島県尾道市東御所町 9-1 尾道ウォ-タ-フロントビル4階	0848-23-7250	広島県の一部、愛媛県の一部
下関支部	〒752-0953 山口県下関市長府港町 1-7	083-245-3241	山口県の一部、福岡県の一部
高松支部	〒760-0080 香川県高松市木太町 2682-3	087-812-2306	徳島県、香川県、高知県の一部
松山支部	〒791-8062 愛媛県松山市住吉 2-12-9	089-952-3463	愛媛県の一部、高知県の一部
福岡支部	〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代 6-1-57	092-632-0552	福岡県の一部、佐賀県の一部、長崎県の一部
長崎支部	〒859-0401 長崎県諫早市多良見町化屋 1852-2	0957-43-5090	佐賀県の一部、長崎県の一部
三角支部	〒869-3207 熊本県宇城市三角町三角浦 1160-179	0964-52-3800	熊本県
大分支部☒	〒874-0947 大分県別府市浜脇1-20-30	0977-21-2461	大分県、宮崎県の一部
鹿児島支部	〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄 6-2-11	099-262-3801	宮崎県の一部、鹿児島県の一部
沖縄支部☒	〒900-0012 沖縄県那覇市泊 3-1-8	098-863-7002	鹿児島県の一部、沖縄県

都道府県	運輸局	所在地	電話番号	備考
北海道	北海道運輸局	〒060-0042 札幌市中央区大通西1-0丁目 札幌第二合同庁舎	011-290-2774	
青森県	東北運輸局	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7514	
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県	関東運輸局	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7219	
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
山梨県	北陸信越運輸局	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎	025-285-9156	
新潟県				
長野県				
富山県				
石川県	中部運輸局	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8017	
福井県				
静岡県				
愛知県				
岐阜県				
三重県	近畿運輸局	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6421	
滋賀県				
京都府				
大阪府				
奈良県				
和歌山県				

検査機関(地方運輸局等)の連絡先について②

都道府県	運輸局	所在地	電話番号	備考
兵庫県	神戸運輸監理部	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-321-7055	
鳥取県	中国運輸局	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館	082-228-8709	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市を除く
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
	九州運輸局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3182	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市
徳島県	四国運輸局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6826	
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県	九州運輸局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3182	
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県	沖縄総合事務局運輸部	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1839	